

行政視察資料（議会関係）

ようこそ！

深蒸し茶 発祥の地 菊川市へ

静岡県菊川市議会

<目次>

1 市・議会の概要

4 頁～

- (1) 菊川市の概要
- (2) 菊川市議会の概要
- (3) 菊川市議会の機構

2 議会改革と基本条例

8 頁～

- (1) 議会改革の取り組み
- (2) 菊川市議会基本条例

3 情報公開の推進

14 頁～

- (1) 議会だより（議会のひろば）
- (2) ホームページでの情報公開
- (3) 本会議の映像配信
- (4) 議事録の公開
- (5) Facebookの活用
- (6) 議員図書室

4 市民参加の推進

33ページ～

- (1) 議会報告会（議会ふれあいミーティング「語ら座あ」）
- (2) こども議会
- (3) 菊川市議会の活動に関するアンケート調査

5 議会の機能強化

43ページ～

- (1) ペーパーレス会議の推進（タブレット導入）
- (2) 災害発生時の議会対応
- (3) オンライン会議
- (4) 政策討論会
- (5) 政務活動費
- (6) 議員研究会
- (7) 正副議長選挙における所信表明

1 市・議会の概要

- (1) 菊川市の概要
- (2) 菊川市議会の概要
- (3) 菊川市議会の機構

(1-1) 菊川市の概要

(菊川市の紹介)

静岡県の西部に位置し、一級河川「菊川」の中流域に広がる菊川市は、遠州と信州を結ぶ「塩の道」など、ふるくから南北交通の要所として栄えたまちです。

明治22年にはJR東海道本線菊川駅の開設により、駅前周辺や市南部を中心に市街地が広がり、近年は東名高速道路菊川インターチェンジ周辺の区画整理事業により新たな商業区域が形成され、商業のまちとして発展を続けています。また、縄文・弥生時代からの遺跡をはじめ、国指定の重要文化財や史跡など数々の歴史・遺産にも触れることができます。

温暖な気候に恵まれた自然豊かな地域で、市の東部には明治初頭の大規模開拓による日本一の大茶園「牧之原台地」が広がり、「お茶のまち菊川」として広く知られています。名産のお茶をはじめとする農産物や田んぼアート、上倉沢棚田など自然と人の優しさにあふれたまちです。

(菊川市の人口)

令和6年3月末現在の菊川市の住民基本台帳にみる人口は、47,450人、前年同月比132人の減となりました。世帯数は19,050世帯、前年同月比271世帯の増となりました。

(菊川市へのアクセス)

菊川市内には、JR東海道本線菊川駅、東名高速道路菊川インターチェンジを有し、近隣にはJR東海道新幹線掛川駅、御前崎港、富士山静岡空港を有することから、利便性に恵まれた将来性豊かな地域となっています。

(菊川市の位置)



総面積		94.19km ²	東経	138°5′
(内訳)	農用地	34.97km ²	北緯	34°45′
	山林・原野	25.54km ²	東西	約9km
	宅地	11.31km ²	南北	約17km
	その他	22.37km ²		

交通 アクセス	高速道路	東京IC⇄菊川IC	約2時間20分
		名古屋IC⇄菊川IC	約1時間30分
	東海道新幹線	東京⇄掛川	約1時間50分
		名古屋⇄掛川	約1時間
	東海道本線	掛川⇄菊川	約5分

(1-2) 菊川市議会の概要（令和6年4月1日現在）

（議員任期）

任期	令和3年1月30日 ～ 令和7年1月29日
----	-----------------------

（議員定数）

条例定数	現議員数	男女内訳
17人	17人	男性13人 女性4人

※平成20年6月定例会で定数条例改正：22人から5人削減し17人

（会派別議員数）

会派名	所属議員数
みどり21	11人
市民ネット	2人
至誠の絆	2人
会派に所属していない議員	2人

（年齢階層別議員数）

年齢階層	人数	平均
25～30歳	1人	63.65歳
31～40歳	1人	
41～50歳	1人	
51～60歳	1人	
61～70歳	6人	
71歳以上	7人	

（期数別議員数）

期数	人数
1期	6人
2期	6人
3期	4人
4期	1人

（議員報酬）

役職	報酬額
議長	395,000円
副議長	320,000円
委員長	305,000円
議員	300,000円

（政務活動費）

政務活動費	100,000円	一人当たりの年額
-------	----------	----------

（議会事務局）

職員定数	現職員数	職員
5人	5人	局長、総務係（4人）

※令和元年2月定例会で定数条例改正：4人から1人増員し5人

(1-3) 菊川市議会の機構（令和6年4月1日現在）

（常任委員会）

総務建設委員会	9人	議員から提出された常任委員会所属希望を基に会派代表者会議にて協議調整し決定する。 ※基本2年で委員会移動
教育福祉委員会	8人	

（特別委員会）

一般会計予算決算特別委員会	17人	全議員
---------------	-----	-----

（議会運営委員会） ※正副議長はオブザーバーとして参加

議会運営委員会	7人	各常任委員会から推薦（総務建設委員会4人／教育福祉委員会3名）
---------	----	---------------------------------

（その他の会議等）

全員協議会	17人	全議員
会派代表者会議	4人	議長、会派代表
議会報告企画委員会	7人	各常任委員会から推薦（総務建設委員会4人／教育福祉委員会3人） 議会報告会は17人
政策討論会幹事会	6人	各常任委員会から推薦（総務建設委員会3人／教育福祉委員会3人） 政策討論会は17人
議会改革推進委員会	7人	会派に所属していない議員が2名以上いる場合はそのうちの1人。他は会派の所属議員数の比率により割り当てられた人数を会派ごと選出。計6人
議会だより編集委員会	6人	各常任委員会から推薦（総務建設委員会3人／教育福祉委員会3人）
議会ICT推進会議	5人	副議長、常任委員会から推薦（総務建設委員会1人／教育福祉委員会3人）

注）令和3年の組織替えまでは、基本、委員会ごと会派から委員を選出していたが、一人会派の廃止により、会派に所属していない議員も委員に選出できるよう、議会運営委員会等で協議し、令和3年の組織替えから、常任委員会及び一部の委員会を除き、各委員会への委員選出は常任委員会から規定人数を推薦する方式とした。

注）一人の議員がいくつもの委員会を掛け持つことの無いよう、全議員ができる限り均等に選出される仕組みや、各委員会の委員長もできる限り兼任しないような仕組みについても令和3年に決めました。

2 議会改革と基本条例

- (1) 議会改革の取り組み
- (2) 菊川市議会基本条例

(2-1-1) 議会改革の取り組み

(議会改革度ランキング)

早稲田大学マニフェスト研究所が実施する「議会改革度ランキング調査」で菊川市議会のランキングは好成績をいただいております。議会改革を行ってきた成果が表れているものと感じています。ただし、ランキングが全てではないため、ランキングにとらわれず、今後も改革項目の大小関係なく「開かれた議会」「市民参加を推進する議会」を目指し議会改革を推進していきます。

※議会改革度調査は、早稲田大学マニフェスト研究所が毎年実施している調査です。全国すべての地方議会（都道府県市区町村議会）を対象とし、2010年（平成20年）から実施している調査です。

(議会改革の取り組み)

菊川市議会では、議会の公正性及び透明性を確保することにより、市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会を目指し、議会の仕組みや議会運営、議会活動など様々な改革に取り組んでいます。ここでは主に基本条例制定以降の改革項目について掲載しています。

※細かな事務改善的、手続き的な議会改革については掲載していません。

<議会改革度ランキング>

調査年	全国総合	県内
2023 (R5)	63 位	1 位
2022 (R4)	57 位	1 位
2021 (R3)	50 位	1 位
2020 (R2)	75 位	2 位
2019 (H31/R元)	138 位	3 位
2018 (H30)	272 位	9 位
2017 (H29)	220 位	9 位

年	項目	内 容	区分	資料P
平成20年	議員定数削減	平成20年6月定例会で議員発議により議員の定数削減を図った。22人から5人減の17人に削減	新規	P.4
平成21年	菊川市議会基本条例	議会の公正性及び透明性を確保することにより、市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会を目指した活動のあるべき姿など、議会運営及び議員に係る基本事項を定めた「菊川市議会基本条例」を制定。(平成21年2月13日制定)	新規	P.10
平成21年	議員と執行機関との関係	基本条例第8条に基づき、執行部主催の各種審議会・団体から撤退	新規	—
平成21年	政務活動費の交付に関する条例	議員の調査研究その他の活動に資するため必要な政務活動費を交付するため、政務活動費の交付に関する条例を制定。	新規	P.53
平成21年	議会報告会	基本条例第7条に基づく議会報告会を、平成21年から開催。 ※以降毎年実施	新規	P.31

(2-1-2) 議会改革の取り組み

(議会改革の取り組み)

※細かな事務改善的、手続き的な議会改革については掲載していません。

年	項目	内 容	区分	資料P
平成22年	政策討論会	基本条例第12条に基づく政策討論会を、平成22年から開催。 ※以降毎年実施	新規	P.49
平成24年	菊川市議会基本条例 (一部改正)	平成24年8月29日に、地方自治法の一部を改正する法律案が成立したことを受け、基本条例について所要の改正(条文中の地方自治法の条項ずれを整備)を行った。	改正	—
平成26年	菊川市議会基本条例 (一部改正)	第9条の規定(議会審議における論点情報の形成)を確実にするためスケジュールを明確にすることとし、第2項を新たに加えた。また、政務活動費の透明性を確保し、説明責任を果たすため、第20条の2を新たに加える改正を行った。	改正	—
平成27年	定例会等の議会運営 に対する意見等報告	本会議の円滑かつ適正な議会運営や品位確保を目的に、各定例会の運営等について議会運営委員から意見等を聴取し検討する。	新規	—
平成27年	映像配信 (定例会／臨時会)	市民に開かれた議会、議会の透明性の確保のため、定例会及び臨時会等の映像をインターネット回線により配信。当日は生中継、その後は録画映像を配信。	新規	P.25
平成28年	市議会の活動に関する 市民アンケート	基本条例の見直しの基礎資料として平成28年に初めて「市議会の活動に関する市民アンケート」を実施	新規	P.37
平成28年	議会だよりリニュー アル	誰にでもわかりやすく親しみやすい広報を目指し議会だよりのリニューアルを実施。(議会だよりNo.47より)	見直し	P.13
平成30年	議会報告会	平成29年に議会報告会のネーミングを募集し、平成30年に「議会ふれあいミーティング語ら座あ」として開催	見直し	P.31
平成30年	図書館連携	所蔵資料が少なく、常駐の司書を設置できない小規模議会にとって、県立図書館や公共図書館との連携は重要であり、連携によって、司書の情報収取能力が活用でき、議員の調査能力は拡充され、政策立案機能向上も図れることから、菊川市議会図書室と菊川市立図書館及び静岡県立中央図書館との連携・協力を開始した。(平成30年)	新規	P28
平成30年	菊川市議会基本条例 (一部改正)	5条の会派について議論。会派とは「政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成」「全市的な課題や周辺地域政策を実現するための政策集団として活動」とあるため、結果、一人会派は撤廃することとなり、基本条例の一部改正を行った。また、関連する規則や要綱等の改正も併せて行った。	改正	—

(2-1-3) 議会改革の取り組み

(議会改革の取り組み)

※細かな事務改善的、手続き的な議会改革については掲載していません。

年	項目	内 容	区分	資料P
平成31年 令和元年	ペーパーレス会議システム	ペーパーレス会議の導入により議員に貸与したタブレット端末及び附属備品の適正な使用について必要な事項を定めるため、その運用に関して必要な事項を示す「タブレット端末運用規程」を制定。(令和元年10月29日) 各議員にタブレットを貸与し、ペーパーレス会議システムを導入。12月定例会からペーパーレスでの本会議運営を実施した。	新規	P.41
令和2年	議会業務継続計画(BCP)	感染症を含めた災害時の議会及び議員の役割や行動方針をまとめた菊川市議会の業務継続計画(BCP)を策定。(令和2年11月策定)	新規	—
令和4年	長期欠席時の報酬減額	議員の職責及び議会への市民の信頼の確保に鑑み、議員が長期欠席のためにその職責を果たすことができない場合における議員報酬や期末手当の支給に関し減額措置を講ずるため、「議員報酬及び費用弁償等に関する条例」の一部を改正。(令和4年2月定例会)	改正	P.45
令和4年	委員会のオンライン会議及び運用規程	災害の発生や感染症のまん延等、やむを得ない理由により委員を招集することがあると認めた場合はオンラインにより委員会を開催できるよう「委員会条例」及び「会議規則」の一部を改正。(令和4年2月定例会)また、オンラインを活用した会議の運用に関して必要な事項を示す「オンライン会議運用規程」を制定。(令和4年3月28日)	改正	—
令和4年	個人情報保護条例	議会が保有する個人情報の取り扱いについては、菊川市個人情報保護条例施行規則の例により運用していたが、個人情報保護法が改正され、地方公共団体の執行機関には、今回の法律改正による新たな個人情報保護法の規定が直接適用されることとなった。地方議会は、国会と同様、改正法の適用対象外とされ、議会における個人情報の取り扱いは、法形式や規律の内容も含め、その自律的な対応に委ねられた。このことから、「菊川市議会個人情報保護条例」を新たに制定する。	新規	—
令和5年	議会改革推進委員会	令和4年度に議会改革積み残し事項を取りまとめた項目等について、議会改革推進委員会を行い、各項目について協議・検討を行っている。	新規	—

(2-2-1) 菊川市議会基本条例

(菊川市議会基本条例の制定)

地方議会は、地方分権の時代にあって、二代表制のもと、地方公共団体における事務執行の監視機能等議会の権能を十分に発揮しながら、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指すものです。

菊川市議会は、菊川市民によって選ばれた議員で構成し、地方自治法に定める議会の役割と責務に基づく市の意思決定機関であり、市民の福祉向上のために活動するものです。議会は市民の意思を代弁する合議制機関であることから、自らの創意と工夫によって市民との協調のもと、菊川市のまちづくりを推進していく必要があります。

こうした中、議会の公正性及び透明性を確保することにより、市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会を目指した活動のあるべき姿、議会及び議員の活動により、菊川市の豊かなまちづくりを実現することを目的に、平成21年2月13日に県内市議会で初の「菊川市議会基本条例」を制定しました。

＜平成21年2月19日発行 議会だよりNo.17＞

議会だより 第4回定例会報



1

議会だより 第4回定例会報



2

議会だより 第4回定例会報



3

議会だより 第4回定例会報



4



春の足音が聞こえるよ！ 2月18日、農業科で春の足音を聞く活動が行われました。

(2-2-2) 菊川市議会基本条例

(菊川市議会基本条例の見直し)

菊川市議会基本条例第22条に見直しの手続きについて定められています。

見直しの時期については、任期の最終年又は議会が必要と認めた時としており、改正した内容は市民への説明を果たすため、その理由及び背景を詳しく説明しなければならないとされています。

見直しは議会運営委員会を中心に、全議員の意見も反映しながら見直しを行っています。必要に応じて議会改革推進委員会などを立ち上げ実施することもあります。

なお、見直しの基礎資料として、18歳以上の市民2,000人を対象に「議会の活動に関するアンケート」を任期3年目に実施し、アンケート結果を基に、本条例の目的が達成されているか否かの検討を行い、必要に応じて改正することが規定されています。



(過去の基本条例の改正内容)

<平成24年>

平成24年8月29日に、地方自治法の一部を改正する法律案が成立したことを受け、基本条例について所要の改正を行った。

※所要の改正：条文中の地方自治法の条項ずれを整備

<平成26年>

第9条の規定（議会審議における論点情報の形成）を確実にするためスケジュールを明確にすることとし、第2項を新たに加える改正を行った。

また、政務活動費の透明性を確保することや、説明責任を果たすため、第20条の2を新たに加える改正を行った。

<平成30年>

第5条の会派について議論。会派とは「政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成」、「全市的な課題や周辺地域政策を実現するための政策集団として活動」とあるため、結果、一人会派は撤廃することとなり、基本条例の一部改正を行った。

【「一人会派議員」を「会派に所属していない議員」】

この基本条例の一部改正により、次の例規の一部改正を行った。

- ・ 会派規程
- ・ 政策討論会設置要綱
- ・ 議会報告会実施要綱
- ・ 菊川市議会の運営に関する内規
- ・ 政務活動費の交付に関する条例
- ・ 政務活動費の交付に関する条例施行規則

また、様々な委員会の委員選出方法が会派中心で選出されていたが、議員の公平を期すため、会派からの選出はこの改正を機に見直しを行った。

3 情報公開の推進

- (1) 議会だより（議会のひろば）
- (2) ホームページでの情報公開
- (3) 本会議の映像配信
- (4) 議事録の公開
- (5) Facebookの活用
- (6) 議会図書室

(3-1-1) 議会だより (議会のひろば)

(議会だよりとは)

菊川市議会では、議会での審議、運営、議会活動状況などを広く市民に周知し、市民の議会及び行政に対する理解を深めることを目的に「菊川市議会だより」を作成しています。



市民を代表する議会の活動を市民に伝え、さらには市民参加、市民自治につなげる最も身近なツールになると考えています。

(現在の議会だより)

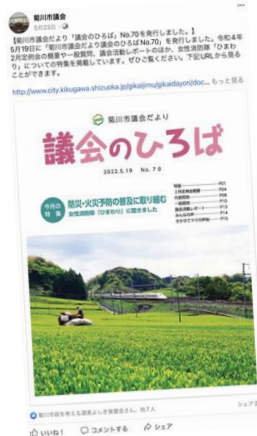
現在の「菊川市議会だより」は、より手に取ってもらい、読んでもらえる議会だより、誰にでもわかりやすく親しみやすい広報を目指し、平成26年から調査研究を行いました。

先進地の視察や、編集委員に業者を招き、具体的な協議を行い、平成28年から「議会だより／議会のひろば」としてリニューアルしたものに なります。

また、議会だよりをあまり見ていないと予想される若者世代にも、議会を少しでも知っていただくため、市のホームページへの掲載、議会Facebookを活用した発信、マチイロへの登録など、さまざまなツールで提供しています。

※「マチイロ」とは？

自治体向けの一斉情報発信システムで、行政情報に特化したアプリです。



議会
Facebook

(発行部数・印刷製本費) ※令和5年度

議会だよりは、広く市民に議会の活動をしていただくため、市内の世帯全てに配布しています。

印刷製本は、毎年入札により業者を決定し、印刷会社に委託しています。印刷と製本以外の委託内容は、各戸配布を自治会文書にて依頼するため、自治会単で梱包し納品を依頼しています。この梱包も印刷製本費に含まれています。

(令和5年度)

印刷部数	15,700部
発行回数	4回(定例会4回/臨時会0回) ※改選、組織替えがある年のみ臨時号発行
配布先	市内各世帯(各戸配布) 市の施設(地区センター等)など
印刷製本費	1,359,494円(税込み) ※1冊当たりの単価:21.64円



(3-1-2) 議会だより（議会のひろば）

（議会だよりの編集）

議会だよりの編集については、議会内に「議会だより編集委員会」を設置し、定例会ごと委員が編集を行っています。編集委員は、各常任委員会から3名ずつ選出した計6名と事務局職員1名で、レイアウトから編集、校正までを行っています。

議会だよりの作成にあたり、各ページの担当は次の表のとおりとなります。

★各ページの編集担当と編集内容

特集	委員	編集委員が対象団体を選定	編集委員が依頼・日程調整・会場手配・質問内容・インタビュー・原稿作成
定例会概要	事務局	内容の選定	事務局が原稿を作成
一般質問	各議員	タイトル15文字 600文字以内で議事録が出来次第、各議員へ依頼。写真やイラストも各自用意	各議員が原稿を作成し、内容チェックは担当執行部と編集委員が行う 修正があれば各議員へ依頼
議会活動レポート	事務局	編集委員と事務局で内容を検討	事務局が原稿を作成
みんなの声	事務局	傍聴意見等から	事務局が原稿を作成
議会豆知識	委員	編集委員会で内容決定	編集委員が原稿を作成
きかせてママの声	委員	編集委員が依頼	編集委員が原稿を作成（写真）
編集後記	委員	編集委員が交代で作成	編集委員が原稿を作成

（編集委員会のスケジュール）

時 期	内 容
発行1～2か月前	編集委員：特集取材（取材先へのアポイント等も編集委員で担当）
定例会終了日	各議員一般質問原稿依頼＋議事録の配布（締切約1週間）
定例会終了1週間後	第1回編集委員会（スケジュールの確認／ページ担当の決定／表紙の選定等） 編集委員：各議員一般質問ページの校正作業
入稿1～2日前	第2回編集委員会（全体の確認／一般質問原稿の校正確認／執行部確認後各議員へ修正依頼等） 必要があれば第3回編集委員会 全体の確認

(3-1-3) 議会だより (議会のひろば)

(議会だよりのリニューアルに向けた取り組み)

<リニューアルの目的>

より手に取ってもらい、読んでもらえる議会だよりを目標に、議会の活動、議員の活動を市民にわかりやすく伝えることで、市民との距離を縮め、誰にでもわかりやすく親しみやすい広報を目指しリニューアルを行いました。

議会のことを知ってほしい
議会に関心を持ってほしい
信頼される議会でありたい

伝えていかないと得られない!!

分かりやすく伝えることが重要



<リニューアルの検討過程>

- ① 前年度の提案を受け 平成26年7月28日 あきる野市を視察
- ② 平成26年9月9日 視察した内容の振り返り、菊川市でどう活かしていくかの検討
- ③ 委員入れ替え 平成27年4月30日 リニューアルのスケジュールについて決定
- ④ 平成27年6月16日 議会だよりアンケート調査の詳細について決定
- ⑤ 平成27年7月1日～21日 市役所ロビーにてアンケート調査の実施
- ⑥ 平成27年8月5日 アンケート調査結果の取りまとめ
- ⑦ 平成27年10月27日 業者を編集委員会に招き、具体的なリニューアル内容を協議

(3-1-4) 議会だより（議会のひろば）

（あきる野市議会視察）

菊川市議会では、手に取ってもらい、読んでもらえる議会だより、誰にでもわかりやすく親しみやすい広報を目指し、平成26年から調査研究を行いました。

平成27年には、東京都あきる野市議会を訪問し、第8回マニフェスト大賞／ネット選挙・コミュニケーション戦略賞優秀賞を受賞した、議会だより「ギカイの時間」について視察を行わせていただきました。



＜あきる野市議会だより／ギカイの時間＞

「議会だよりが手に取られていない（読まれていない）のではないか」という議会事務局職員の気づきから、「手に取ってもらえる表紙づくり」「気づきを与える表現方法や読みやすさの工夫」を目指して議会だよりを大幅リニューアルした。



大学生や子育て中のママなど読者ターゲットを選定して特集を組み、表紙も対象者。リニューアル後は従来の議会だよりのイメージを完全に覆すレイアウト内容

議員と職員による調査研究グループを立ち上げ、庁舎ロビーで他市の議会だよりを含めて市民調査、議会内でプレゼンテーションを行い議会としての合意形成を図った



＜あきる野市議会市民アンケートの実施＞

10市議会の議会だよりを掲示し、どの議会だよりがよいかアンケートを実施した結果、来庁者270名中、あきる野市の議会だよりがよいと答えた方は4%であった。

このアンケート結果に基づき、内容検討（10回）し、編集委員会、代表者会議へ提出しリニューアル決定となった。

リニューアル後に効果測定を実施した結果200名中、リニューアル後の方が良いと答えた方は85%であった。

＜あきる野市議会リニューアル検討内容＞

1) 興味を引く特集と表紙（ターゲットを決める）

- ①号ごとにターゲットを変え時間をかけて全ターゲットを獲得
例：子育てママ・若手農業者・五日市線利用者・
大学生・消防士・市に所縁のある著名人・
スポーツ指導者・市外からの移住者など

※委員が取材 議会と市民の距離を縮める効果も

②手に取るきっかけ

- ・表紙の何かに反応している⇒カラー タイトル 一人写真
- ・タイトルの検討 文字効果（視覚的效果）

2) 読みやすさ 導線・ホワイトスペース・統一感

3) 裏表紙

小学生が夢を語るコーナー スケジュールや啓発的な記事

4) 議案質疑／一般質問

- ・行政用語を「通じる言葉に」
- ・知らせたいことと知りたいことの差
- ・読んでほしい量と読める量の差 ⇒ ピックアップ方式

(3-1-5) 議会だより（議会のひろば）

（菊川市議会だよりのリニューアル）

平成27年には、東京都あきる野市議会を視察し、議会だよりのリニューアルについて教授いただき、視察内容を踏まえ、議会だよりのリニューアルに向け具体的に調査研究・協議を行い、平成28年から「菊川市議会だより／議会のひろば」として発行しました。

＜菊川市議会だよりアンケート調査＞

平成27年7月1日から7月21日まで市役所1階ロビーにてアンケート調査を実施しました。比較として菊川市議会以外の5市議会の議会だよりを掲示しました。

菊川市を含め 5～6市の議会だよりを置き、アンケートを取る。

アンケートのまとめをし、リニューアルの方向性を検討する。

インターネット配信にあわせたリニューアルについても検討する。

アンケート結果にもよるが、12月定例会分の議会だよりからリニューアル予定。

アンケート数が少ない場合は、期日を延長するか、場所を変更して再度行う。



市役所ロビーでのアンケート調査風景

【アンケート内容】

- (1) あなたの性別は？
1. 男性 2. 女性
- (2) あなたの年代は？
1. 10代 2. 20代 3. 30代 4. 40代
5. 50代 6. 60代 7. 70代 8. 80代以上
- (3) あなたは菊川市議会の議会だよりを読んだことがありますか？
1. 毎回読んでいる 2. ときどき読んでいる
3. 読んでいない 4. 議会だよりを知らなかった
- (4) ○表紙をご覧ください最も興味を持った（手に取りやすかった）議会だよりはどれでしたか？
また、その理由を記入してください。
1. ○○市 2. △△市 3. □□市 4. ◇◇市
5. ▼▼市 6. ●●市
○内容をご覧ください、最も興味をもった（読みやすかった）議会だよりはどれでしたか？
また、その理由を記入してください。
1. ○○市 2. △△市 3. □□市 4. ◇◇市
5. ▼▼市 6. ●●市
- (5) 市議会について知りたいことや興味があること、ご意見・ご要望・ご感想等ありましたらご記入してください。

(3-1-6) 議会だより（議会のひろば）

<あきる野市議会を見習った誌面へのこだわり>

誌面については、視察した東京都あきる野市議会だより「ギカイの時間」を参考に、どのようなものであれば、目につき、手に取ってもらい、読みやすい議会だよりとなるか、工夫する点と工夫する内容を編集委員で協議し反映しました。



工夫する点	工夫する内容
手に取ってもらえる工夫	表紙のタイトル・写真・雰囲気
詰め込みすぎない	読んでほしい量と読める量の差を縮める
毎号ターゲットを変える	新規読者の獲得・ママの声

<具体的なリニューアル内容の協議>

リニューアル項目	リニューアル前	リニューアル後
①全体のページ数・紙質・色刷り	12ページ／マットコート紙 表紙と裏表紙は4色、他は2色。	16ページ／マットコート紙 フルカラー
②タイトル	きくがわ議会だより	菊川市議会だより／議会のひろば
③表紙	タイトル・目次・季節のイベント写真	すっきりしたデザイン・特集タイトル・目次・市内の隠れた観光（穴場）スポットの写真
④巻頭の特集	なし	テーマを決めて市民との対談形式でインタビューを掲載
⑤一般質問	質問者の顔写真なし・テーマの数の制限はなし テーマごと質問と回答をまとめた形式 イラストや写真はスペース次第	質問者の顔写真を入れる・テーマは1つ 質問と回答は一問一答形式 必ずイラストや写真を入れる。
⑥みんなの声	なし	市民の意見を募集し掲載する。
⑦議会活動レポート	委員会活動報告・議会報告会・政策討論会 などスペースに応じて掲載	委員会や議会報告会・視察対応等について写真を付けてレポート風にまとめる。
⑧背表紙	活動報告・傍聴・製造配信・次回の議会の予定・編集後記	きかせてママの声・あなたもできるこんなコト・次回の議会の予定・表紙写真の説明・編集後記



(3-1-7) 議会だより (議会のひろば)

(リニューアル前後の比較)

< 表紙 >

(リニューアル前)



- ✓ タイトル
- ✓ 目次
- ✓ 季節のイベント写真

(リニューアル後)



- ✓ すっきりしたデザイン
- ✓ 特集タイトル
- ✓ 目次
- ✓ 市内の隠れた観光（穴場）スポットの写真

< 一般質問 >

(リニューアル前)



- ✓ 質問者の顔写真なし
- ✓ テーマ数の制限なし
- ✓ テーマごと質問と回答をまとめた形式
- ✓ イラストや写真はスペース次第

(リニューアル後)



- ✓ 質問者の顔写真を入れる
- ✓ テーマは1つ
- ✓ 質問と回答は1問1答形式
- ✓ 必ずイラストや写真を入れる
- ✓ 文字は500文字へ減

(3-1-8) 議会だより (議会のひろば)

(リニューアル前後の比較)

< みんなの声 >

(リニューアル前)

(リニューアル後)

リニューアル前はなし

メール、はがきでの意見や感想はないため、傍聴意見がほとんど。こども議会の感想を掲載したこともある

(課題)

◆クイズなどでクオカードや図書カードをプレゼントするような形にしないと意見をもらうのは難しい。

⇒きくのん議会クリア
ファイルをプレゼント?

◆市民の意見を聞くために、議会報告会のアンケートへ議会だよりについての感想を加えることも検討。

⇒平成30年度実施



< 議会活動レポート >

(リニューアル前)

(リニューアル後)



✓ 委員会活動報告・議会報告会・政策討論会等スペースに応じて掲載

✓ 委員会や議会報告会、視察対応等について写真を掲載しレポート風にまとめる。

(3-1-9) 議会だより (議会のひろば)

(リニューアル前後の比較)

< 背表紙 >

< その他 >

(リニューアル前)

(リニューアル後)



	リニューアル前 (平成27年度)	リニューアル後 (平成28年度)
刷色	表紙／裏表紙 カラー 他ページ 2色	全ページカラー (4色)
紙質	FSC認証紙 ニューVマット44.5K	FSC認証紙 ニューVマット44.5K
契約額 (税込)	1,002,844円 単価17.17円	1,118,880円 単価18.9円
ページ数	12ページ	16ページ

- ✓ 活動報告
- ✓ 傍聴
- ✓ 映像配信
- ✓ 次回の議会の予定
- ✓ 編集後記

- ✓ 聞かせてママの声
- ✓ あなたもできるこんなコト
- ✓ 次回の議会の予定
- ✓ 表紙の写真の説明
- ✓ 編集後記

リニューアルに伴う費用の増減 (税込)

116,036円の増 (単価: 1.73円の増)

(3-1-10) 議会だより (議会のひろば)

(リニューアル後の主な取り組み)

<QRコードの取り入れ>

議会だよりを見て、菊川市議会に興味を持ってくれた方が簡単スピーディにホームページを開けるように、令和元年8月から、市のホームページのQRコードを表紙に掲載しています。



菊川市ホームページ
市議会のページは
こちらから



<「マチイロ」への登録>

無料で広報紙をアプリ配信できる「マチイロ」。菊川市議会だよりも令和元年8月に「マチイロ」へ登録し、誰にでも気軽に簡単に、気が向いた時に読んでいただける環境を整えました。そのことを議会だよりに継続して掲載し、読者に周知していきます。



【無料】地域住民と自治体をつなぐアプリ「マチイロ」
菊川市議会だより「議会のひろば」も登録しています！



ダウンロードはこちら
マチイロ



<Facebookの活用>

広報誌を手にして読むことが比較的少ないと考えられる若者にも、目にしていただけるよう、令和3年11月発行した議会だより (No.68) から、「議会Facebook」に投稿しました。

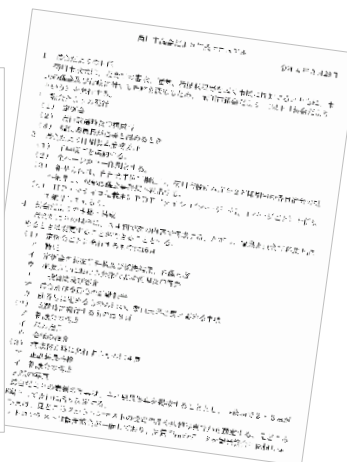
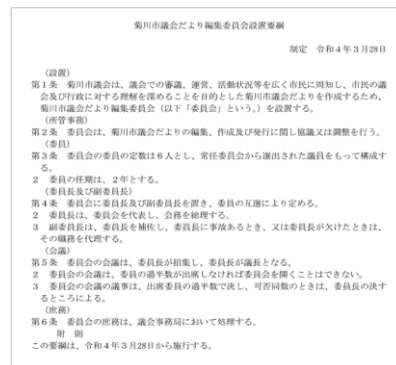


※議会では、令和3年8月に公式Facebookを開設しました。

<編集委員会設置要綱／編集マニュアル>

任意の委員会で特に設置要綱等は決めていなかったが、編集委員会の設置や委員の選出などを明確にするため、令和4年3月に「菊川市議会編集委員会設置要綱」を制定しました。

また、要綱制定と同時に、議会だよりの作成目的や編集から発行までの手引書となる「菊川市議会だより作成マニュアル」も策定しました。



(3-2-1) ホームページでの情報公開

(概要)

菊川市議会では、開かれた議会を目指してホームページでの情報公開を進めています。

市議会のページは市のホームページの中に設けられています。画面左に各項目についての見出しがあるため、簡単に見たいページへアクセスできます。

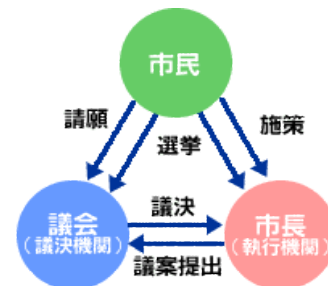
また、その他にも外国人の方や障害のある方にも配慮した、誰にでも正確に伝わることを意識してページを作成しています。



(市議会について)

「議会のしくみ」では、市議会のそもそもの役割や仕事の内容といった、基本的なことについて記載しています。

「市議会の概要」では、過去の会議の開催実績や委員会の構成、議会運営のやり方など、本市議会の概要について記載しています。



(議員について)

議員名簿として、各議員の顔写真や名前、住所、所属する常任委員会、会派、政党などを掲載しています。

また、議員に直接話を聞いてもらいたいという市民の要望に応えるため、全議員が電話番号とメールアドレスを公開しています。

その他に、常任委員会と特別委員会の委員構成や、近隣市町と運営している一部事務組合に所属する議員の名簿も掲載しています。

(議会活動について)

議会活動についてもホームページにて公開しています。

こども議会や議会報告会、政策討論会、議員研究会などの活動報告に関する開催のお知らせや活動結果の報告を掲載しています。

令和4年度議会報告会から、当日会場へお越しいただけない方にもご覧いただくため、議会報告会YouTube動画を掲載するなど新たな試みも行いました。

(3-3-1) 本会議の映像配信

(概要)

本会議はどなたでも傍聴することが可能ですが、より多くの方にご覧いただくため、平成27年度からインターネットで会議の映像を公開しています。

本会議の開会中は生中継を行い、過去の会議は録画映像を公開しています。

録画映像については、会議名、議員名、会派名、ことば（用語）で検索ができるため、見たい映像へ簡単にアクセスすることが可能です。

生中継、録画映像の閲覧数は管理者ページで確認できるため、どれだけの市民が映像を閲覧したかを把握できます。



● 菊川市議会トップページ

● 菊川市トップページ

生中継

現在開催中の会議をご覧になれます。

生中継を見る >

今後の日程については、「議会の予定」をご確認ください。

録画映像

過去に開催された会議をご覧になれます。

会議名で探す >

議員名で探す >

会派名で探す >

ことばで探す >

検索例（ことばで探す）

例として「コロナ」で検索をすると、その単語を含んだ項目が一覧で表示され、映像を再生できます。

「コロナ」の検索結果一覧

令和4年6月定例会 6月6日 本会議 一般質問  みどり21 東 和子 議員	① コロナウイルス感染症対策及び学校におけるサポート体制について ② 自治会長の業務のあり方について	
令和4年2月定例会 3月9日 本会議 一般質問  みどり21 須藤 有紀 議員	① 均衡あるまちづくりについて ② 新型コロナウイルス感染症の対応について	
令和3年12月定例会 12月7日 本会議 一般質問  みどり21 渥美 嘉樹 議員	① “命”を守る南海トラフ巨大地震への対策 ② 明石市と比較して考える菊川の子育て・移住定住政策 ③ 菊川におけるウィズコロナへの取り組み	



令和4年6月定例会
6月6日 本会議 一般質問
みどり21 東 和子 議員

① コロナウイルス感染症対策及び学校におけるサポート体制
② 自治会長の業務のあり方について

(3-4-1) 会議録の公開

(会議録検索システム)

映像配信と同様に、本会議の会議録についても専用のシステムを設け、インターネットを通じてどなたでもご覧いただけるようにしています。

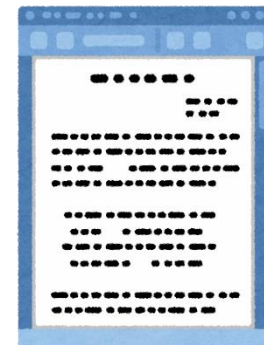
平成17年からの本会議の会議録を掲載しており、様々な検索方法によって、ご覧いただきたい箇所へ簡単にアクセスできるようになっています。

また、「発言集作成」では、会議の年度や発言者、発言内容について絞り込みをして、まとまった一覧を作成することができます。

(本会議以外の会議録の公開)

令和3年9月定例会からは、本会議の会議録だけでなく、定例会会期中に開催した議案等の審査に係る常任委員会・特別委員会の会議録も市議会ホームページにて公開しています。

議案の審査がどのように行われたか、どのようなやりとりがなされたのかを確認できます。



会議録検索システム

会議録の閲覧

年、会議名から会議録を閲覧することができます。

ことばから検索

調べたい言葉を指定して会議録を検索することができます。

発言者から検索

発言者の名前を指定して会議録を検索することができます。

くわしく検索

内容をより詳しく指定して会議録を検索することができます。

発言集作成

指定した発言者の発言集を作成することができます。



令和4年度委員会会議録

6月定例会

教育福祉委員会

- 令和4年6月10日請願4-2「新たな廃棄物処理施設整備に関する請願書」審査 (PDF : 353KB)

一般会計予算決算特別委員会

- 令和4年5月30日令和4年度一般会計補正予算第2号審査 (PDF : 274KB)
- 令和4年6月23日令和4年度一般会計補正予算第4号審査 (PDF : 292KB)

総務建設分科会

- 令和4年6月10日令和4年度一般会計補正予算第3号審査 (PDF : 482KB)

教育福祉分科会

- 令和4年6月10日令和4年度一般会計補正予算第3号審査 (PDF : 724KB)

(3-5-1) Facebookの活用

(概要)

菊川市議会では、菊川市議会基本条例第17条2項「議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用して、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする」を根拠に、市民の議会及び市政に対する関心を高めることを目的として令和3年8月に公式Facebookページを開設しました。

ここでは主に議会の取り組みや活動のお知らせについて発信を行っています。

facebook

メールアドレスまたは電話

パスワード

ログイン

アカウントを忘れた場合



菊川市議会

378 件の「いいね!」・フォロー411人

投稿 基本データ 写真 動画

自己紹介

原則としてコメントなどに対して返答を行います。
ご意見などは議会事

1 ページ・地域団体

菊川市様之内61

0537-35-0941

gikai@city.kikugawa.shizuoka.jp

city.kikugawa.shizuoka.jp/gikai/index_costo
m.html

写真

すべての写真を見る



菊川市議会

1日

【令和4年9月菊川市議会定例会が開会しました。】
9月29日、令和4年9月菊川市議会定例会が開会しました。今回の定例会では、条例、決算、補正などの21件の議案等が審議されました。詳細な審議内容は11月発行予定の議会だよりでお知らせします。全ての議案の審議結果は以下のとおりとなります。

令和4年9月定例会 審議結果

議案番号	審議結果	審議結果	審議結果
議案第1号	4議案委員会審議結果の報告について	議案第1号(一部)	---
議案第2号	菊川市議会定例会の開催について	---	---
議案第3号	菊川市議会定例会の開催について	---	---
議案第4号	菊川市議会定例会の開催について	---	---
議案第5号	菊川市議会定例会の開催について	---	---
議案第6号	菊川市議会定例会の開催について	---	---
議案第7号	菊川市議会定例会の開催について	---	---
議案第8号	菊川市議会定例会の開催について	---	---
議案第9号	菊川市議会定例会の開催について	---	---
議案第10号	菊川市議会定例会の開催について	---	---
議案第11号	菊川市議会定例会の開催について	---	---
議案第12号	菊川市議会定例会の開催について	---	---
議案第13号	菊川市議会定例会の開催について	---	---
議案第14号	菊川市議会定例会の開催について	---	---
議案第15号	菊川市議会定例会の開催について	---	---
議案第16号	菊川市議会定例会の開催について	---	---
議案第17号	菊川市議会定例会の開催について	---	---
議案第18号	菊川市議会定例会の開催について	---	---
議案第19号	菊川市議会定例会の開催について	---	---
議案第20号	菊川市議会定例会の開催について	---	---
議案第21号	菊川市議会定例会の開催について	---	---

(経緯)

令和3年4月に開催した議会運営委員会において、今後の議会ICTを推進するために、「議会ICT推進チーム」を設置しました。

メンバーを選定し、活動テーマを決める中でFacebookによる情報発信についてを議題としました。

当時、既にFacebookを活用していた他市議会の運用ポリシー・ガイドラインや、当市の「菊川市Twitter運用ポリシー」「ソーシャルメディア活用に関するガイドライン」を参考に協議を進め、令和3年7月30日に「菊川市議会公式Facebookページ運用方針」を定めました。

運用開始後も、議会ICT推進チームで協議し、そこで出された、「カバーページの画像を菊川市らしいものに変更する」や「投稿の際には文章だけでなく画像も一緒に投稿するようにする」などの意見を元に運用方法について改善しました。



カバーページ画像の変更



(3-5-2) Facebookの活用

(Facebook活用のメリット)

情報の鮮度が高い

Facebookでは、最新の情報がトップに表示されるためリアルタイム性が高く、情報が市民へ届くまでの時間が短いという利点が挙げられます。

ホームページでの情報発信と比べ、更新が容易であることから更新回数を増やしやすいためメリットとなります。

また、フォローをすることで更新情報を漏らすことなく確認できます。

情報の拡散力が高い

「シェア」機能を使うことで、議員や市民が自分のフォロワーに対して情報を共有することができます。

ホームページでの情報公開は、主に市議会のことを既に知っている人が閲覧しますが、Facebookではこの「シェア」機能により新たな層へ情報を届けられます。



投稿の実績を確認できる

「投稿インサイト」機能を使うことで、インプレッション（延べ閲覧数）、リーチ（閲覧人数）、エンゲージメント（いいね、シェア等の総数）を確認することができます。

どのような内容に興味が集まっているのか、目につきやすいかを把握することで、投稿方法の改善にも繋がられます。



(3-6-1) 議会図書室

(議会図書室の設置と役割)

議会図書室は、地方自治法第100条第19項の規定に基づき、都道府県及び市町村議会に、議員の調査研究に資することを目的として設置することが義務付けられています。

また、地方自治における二元代表制の一翼を担う機関として、議会の執行部（行政）に対する監視機能や、議会が自ら政策立案を行う機能をサポートする知的基盤としての役割が求められています。

このため、議員の自立には議会図書室の整備と機能の充実が必要です。

議会図書室は、地方自治法第100条第20項の規定に基づき、議員の調査研究に支障のない範囲で、一般の方の閲覧利用も可能になっています。

(議会図書室の現状と連携の必要性)

議会図書室の制度上、知的基盤としての役割が求められてはいますが、現状、常駐の司書が配置されていることは少なく、また所蔵資料も少ないなど、人員や予算的にも、必ずしも十分な措置がなされていないのが現状です。

また、利用者である議員に議会図書室が議会活動、議員活動に役に立つという実感がないことや図書館の重要な機能であるレファレンスサービスをうまく活用できていないのが現状です。

こうした状況を踏まえると、所蔵資料が少なく、常駐の司書を設置できない小規模議会にとって、県立図書館や公共図書館との連携は重要であります。連携によって、司書の情報収集能力が活用でき、議員の調査能力は拡充され、充実した議会審議の成果は全市民に還元されます。



(公共図書館と議会図書室の関係)

公共図書館は、図書館法では、図書館は図書館奉仕のため、地方公共団体の議会に附置する図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うことが記されています。

<図書館法>

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、

及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施について努めなければならない。

一から三 略

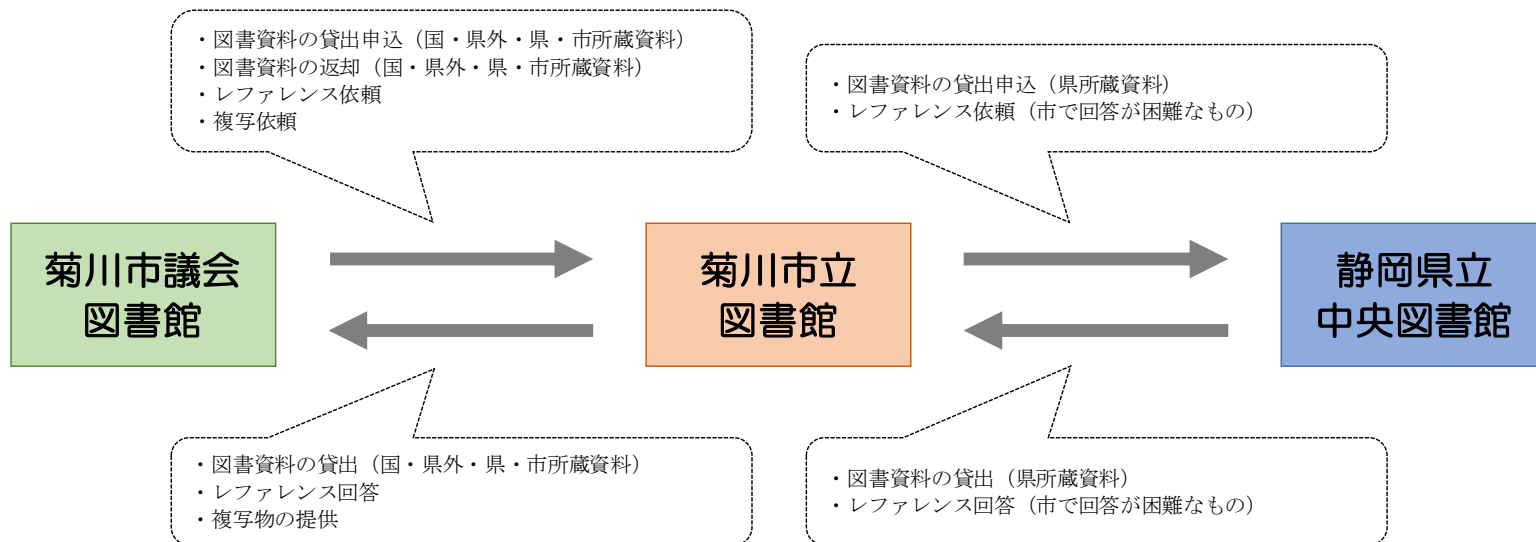
四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に付属する図書館または図書室と緊密に連絡し、協力し、図書資料の相互貸借を行うこと。

(3-6-2) 議会図書室

(菊川市議会図書室と菊川市立図書館及び静岡県立中央図書館との連携・協力)

＜レファレンスサービス（調査相談）・図書資料の貸し出しの流れ＞

菊川市議会では平成30年に、政策立案機能向上のため、菊川市議会図書室と菊川市立図書館及び静岡県立中央図書館との連携・協力を開始しました。



【レファレンスサービス】

※資料の所蔵所在のほか、議員活動で必要な情報を調べるお手伝いをします。

※市で回答が困難なレファレンスは、回答までに2週間程度のお時間をいただくことがあります。

※調査の代行は、レファレンスサービスの範囲外のため利用できません。

【貸出サービス】

※菊川市立図書館にない図書資料は、静岡県立中央図書館をはじめとする全国の公立図書館から借受できます。ただし、借受（受け渡し）及び返却は、菊川市立図書館を経由します。（県内公立図書館からの借受は、静岡県立中央図書館の物流を利用するため利用者の負担はありません。）

※一部、個人貸し出しできない資料もあります。

※貸出点数・機関は一般利用者と同じです。（図書10冊／15日間、雑誌5冊／15日間、DVD等3点／8日間）

【複写サービス】

※菊川市立図書館の複写サービスを利用できます。静岡県立中央図書館の複写サービスは、議会図書室等から直接お申し込みください。（有料）

4 市民参加の推進

- (1) 議会報告会（議会ふれあいミーティング「語ら座あ」）
- (2) こども議会
- (3) 菊川市議会の活動に関するアンケート調査

(4-1-1) 議会報告会（議会ふれあいミーティング「語ら座あ」）

（議会報告会とは）

議会報告会は、議会基本条例に基づき「見える議会・開かれた議会」を目指して、市政全般にわたり議員と市民が自由に情報や意見を交換することを目的に実施するものです。



（議会報告会実施要綱）

- 当初予算成立後おおむね3か月以内に、地区自治会単位で1地区年1回開催する。（11地区）
- 報告内容は 議会の活動に関すること、予算審議に関すること、重要と認められる事項。
- 企画委員会を設け、スケジュール・テーマの決定、共通資料、実施報告書等の作成。
- 班編成し、司会・発表・記録等の役割分担により担当地区の発表を行う。
- 報告書を議長へ提出。広報紙・市HPへ掲載し、市行政への重要な案件は市長へ報告。



（議会報告会ネーミング募集）

議会報告会が10回目の節目を迎えるにあたり、市民が親しみやすいネーミング（愛称）を募集。（H29.12.4～H30.1.12）

- ①42点の応募 ⇒ ②9点を委員会で選定
- ③ 全議員の投票によりネーミング決定

★議会ふれあいミーティング「語ら座あ」



＜市民説明会の様子＞



＜ネーミング募集＞

市役所のロビーや図書館など市内6個所に募集コーナーを設置

(4-1-2) 議会報告会（議会ふれあいミーティング「語ら座あ」）

（平成30年からの取組）

付箋を活用した市民意見の聴取や、全地区対象の「全体会」の開催、参加者への記念品の進呈を平成30年度から実施しました。

＜全体会の開催＞

平日の夜に開催している報告会に参加できない市民のために、週休日に全体会を開催し、多くの市民の意見や参加を促す取り組みを実施。また、全体会では託児環境や手話通訳の取入れを実施し、子育て中のママや、障がいを持つ方も気軽に参加できる体制を構築しました。



土曜日に開催



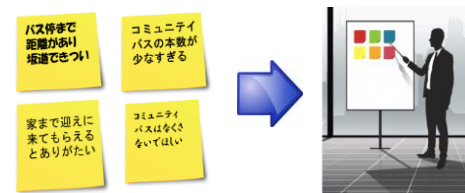
託児と手話通訳者を準備



全体会の様子

＜参加者意見の取りまとめ／意見発表＞

市民から、テーマに基づく意見を付箋を使い聴取し、ホワイトボードを活用し取りまとめ、まとめた内容を発表する取り組みを実施しました。



テーマ報告後に発表



＜クリアファイルの進呈＞

議会報告会に参加していただいた方に、お礼として市議会で作成した「市議会クリアファイル」を進呈。



（令和5年からの取組）

市議会Facebookや市公式LINE等により、議会報告会の開催案内を行いました。また、子育て世代の方々にも参加いただけるよう、市内園長会にて開催案内を行いました。また、YouTubeにて、議会報告会の映像の配信も行いました。



(4-1-3) 議会報告会（議会ふれあいミーティング「語ら座あ」）

年度別議会報告会テーマ

※参加人数は、H30～全体会を含む11地区＋全体会の12会場

年	テーマ	参加人数 11地区計	その他
H21	✓ 21年当初予算の主なやりとり ✓ 議会改革について（議会基本条例の概要）	411人	
H22	✓ 公共下水道 コミュニティバスについて	372人	
H23	✓ 国保会計と国保税の値上げ・サッカー場建設計画・菊川市地域防災計画	428人	
H24	✓ 平成24年度菊川市予算の審議内容	506人	
H25	✓ 平成25年度当初予算審議内容（防災・産業振興・ごみ減量・医療費問題）	437人	
H26	✓ 防災について・社会資本整備の推進と課題（都市計画道路・駅北開発）・幼稚園・保育園の現状と課題・健康と医療	455人	
H27	✓ H27 人口減少問題・未来を求め、企業に学ぶ子育て支援・子育て環境の整備・充実	491人	
H28	✓ 農業/茶業の課題と戦略・発再稼働の請願 ✓ 保育料の見直し・健康づくりで医療費の抑制	488人	
H29	✓ 市議会の活動に関する市民アンケート結果 ✓ これからの公共交通を考える	462人	➤ 親しみやすいネーミング(愛称)募集
H30	✓ 認知症対策を考える ✓ 菊川のシティプロモーション（地域住民の愛着共感形成） ◆ 輪になって「語(かた)ら座(ざ)あ」車座集会（小グループでの意見交換会）	442人	➤ 車座集会を3会場で試行的に実施 ➤ 全体会を実施 ➤ 参加者へ市議会クリアファイル進呈
H31	✓ 地域医療を守るには ◆ 意見交換会「語(かた)ら座(ざ)あ」みんなで考える菊川の未来	406人	
R2	✓ 多文化共生について ✓ 菊川市議会15年の歩み・議会改革度ランキング	－	➤ コロナにより書面にて報告
R3	✓ 風水害の防災対策について ✓ コロナ対策等の質問提案(ご意見)について	－	➤ コロナにより書面にて報告
R4	✓ ゴミ削減対策について ✓ コロナ対策等の質問提案(ご意見)について	201人	➤ Facebookで参加呼びかけ
R5	✓ 子育て支援・少子化対策等について	188人	

(4-2-1) こども議会

(経緯と目的)

菊川市議会は、市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会を目指しています。これは、平成21年に制定された菊川市議会基本条例でも定義されていることです。

このため、開かれた議会、市民参加を推進するにあたり、どのようなことを行いか市議会において検討した一つとして、こども議会がありました。

こども議会は、菊川市の未来を担う子どもたちを対象に、模擬議会の体験を通じて、議会や市政に関心を持ってもらい、将来の市議会議員及び有権者の教育を図ることを目的に実施しています。また、子どもたちの自由な意見・提言を聞き、今後のまちづくりの参考にすることも目的として、成28年から開催しています。

令和5年度は、これまでと実施方法を変更して、夏休み期間中に全5日間の日程で開催しました。今年度は、参加者のこども議員を公募し、提言書の発表に向けて、テーマ決めから調査・研究、提言書の作成までを市議会議員とこども議員が一緒に行いました。



(実施者・参加対象者)

【主体】菊川市議会

【協力】菊川市・菊川市教育委員会

【参加対象】

- 市内在住の小学5年生から中学3年生までの児童・生徒
- 菊川市議会議員・市長・副市長・教育長・執行部（部長級）

(募集方法)

【募集定員】15名（公募による先着順）

【申込方法】

- 「菊川市こども議会参加申込書」を記入し、議会事務局へ提出

(関係機関の役割等)

【市議会】

市議会議員は、こども議員と一緒に、オリエンテーション、提言書のテーマ決めから調査・研究、提言書の作成を行います。提言書発表当日のこども議員のサポートを行います。

【教育委員会】

小中学校への広報を行います。
(児童・生徒への声かけやチラシ配布の協力)

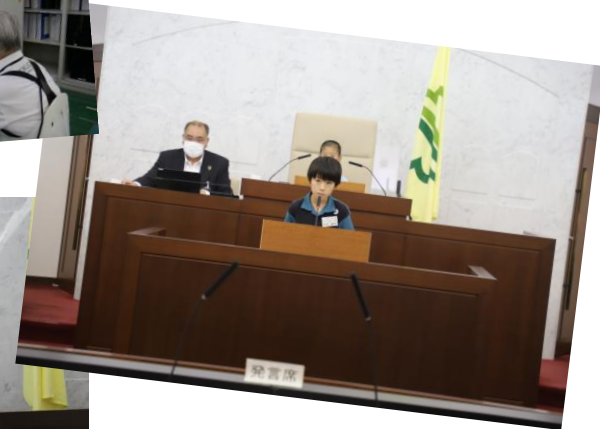
【執行部】

こども議員の調査・研究への協力を行います。
提言書発表当日は、市長はこども議員の発言に対して、講評を行います。また、執行部はこども議員の意見・提言を聞き、今後のまちづくりの参考とします。

(4-2-2) こども議会

(開催方法)

- ① こども議会の実施方法は、菊川市議会の議会運営方法に基づき行います。
- ② 夏休み期間中に全5日間実施しました。
- ③ グループに分かれ、市議会議員がこども議員と一緒に、発表のテーマ決めから調査・研究、提言書の作成を行います。
- ④ 提言書の発表はひとり5分程度（1,200字程度）で行います。
- ⑤ こども議長をグループから1名選出し、別のグループの進行を行います。（こども議長は正副議長及び事務局で選出します。）
- ⑥ グループの発表が終了した時点で市長が講評を行い、市長が一人ずつ質問を行います。
- ⑦ 全体の発表が終了後、教育長が全体の講評を行います。



(令和5年スケジュール)

- 4月上旬 校長会説明（日程・開催方法等説明）
- 5月中旬～7月中旬 こども議員募集
- 7月28日（1日目） オリエンテーション、テーマ決め等
- 7月31日（2日目） 資料収集・調査
- 8月7日（3日目） 調査・研究、提言書作成
- 8月10日（4日目） 提言書作成（校正）
- 8月18日 こども議会 提言書発表

(4-2-3) こども議会

過去の実績

実施日	参加人数	予算		
平成28年 7月27日	17人 (10校17学級)	記念品代 傷害保険	@500円×参加者数 20人分の傷害保険料	1,000円
平成29年 8月 3日	15人 (10校15学級)	記念品代 傷害保険	@500円×参加者数 20人分の傷害保険料	1,000円
平成30年 7月30日	16人 (10校16学級)	記念品代 傷害保険	@500円×参加者数 20人分の傷害保険料	1,000円
令和元年 7月31日	19人 (10校19学級)	記念品代 傷害保険	@500円×参加者数 20人分の傷害保険料	1,000円
令和 2 年 7月29日	新型コロナウイルス感染者の増加により中止			
令和 3 年 7月28日	新型コロナウイルス感染者の増加により中止			
令和 4 年 7月28日	18人 (10校18級)	記念品代 傷害保険	@500円×参加者数 20人分の傷害保険料	1,000円
令和 5 年7月27日 から8月18日の間 (全5日間)	11人	記念品代 傷害保険	@500円×参加者数 20人分の傷害保険料	25,000円

※ 議員バッジに見立て、菊川市のゆるキャラ「きくのん」こども議員缶バッジ、「きくのん」の商品（タオル等）、市議会クリアファイルを贈呈。

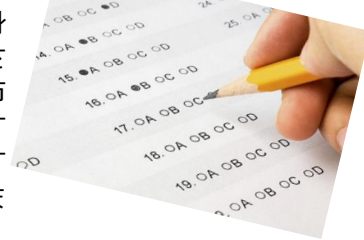


(4-3-1) 菊川市議会の活動に関するアンケート調査

(アンケートの目的)

平成21年に制定された菊川市議会基本条例第22条に、条例の見直し手続きについて規定されています。

「市民に分かりやすく開かれた議会運営」、「議会機能の強化」、「身近で信頼される議会」を目指し、さらなる議会の活性化を図るため、市民の皆様方の幅広いご意見を聴取するため、「菊川市議会の活動に関するアンケート調査」を実施しています。



＜菊川市議会基本条例＞（抜粋）

（見直し手続き）

第22条 議会は、次の号のいずれかに該当するときは、速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

(1) 任期最終年

(2) 議会が必要と認めた場合

2 議会は、前項による検討の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

(調査対象／方法／回収率)

令和元年のアンケート調査から、市内在住の18歳以上の男女2,000人を対象に実施することとしました。

調査対象の抽出は、市内各地域、年齢、性別が均等に調査できるようそれぞれの人口割で調査対象を配分しています。

回収率は令和5年の調査で38.5%でした。

回収率アップを目的に、調査期間中に回答のお礼兼督促状を送付し回収率向上を図っています。

令和5年調査から、新たにWEBからも回答も受け付けられるようにしました。

対象等	平成28年調査（2016）	令和元年調査（2019）	令和5年調査（2023）
調査地域	菊川市全域	菊川市全域	菊川市全域
調査対象	菊川市内在住の20歳以上の男女2,000人	菊川市内在住の18歳以上の男女2,000人	菊川市内在住の18歳以上の男女2,000人
抽出方法	住民基本台帳から無作為に抽出	住民基本台帳から無作為に抽出	住民基本台帳から無作為に抽出
調査方法	郵便による本人記入方式	郵便による本人記入方式	郵便、WEBによる本人記入形式
期間	平成28年5月2日～5月25日	令和元年5月20日～6月14日	令和5年5月23日～6月20日
設問数	25項目	27項目	28項目
回収	1,042通／2,000通	1,068通／2,000通	769通（紙606,WEB163）／2,000通
回収率	52.1%	53.4%	38.5%

※調査対象は、各地区均等に調査できるよう、地区ごとの人口割合で抽出。（性別、年齢等も考慮）
 ※調査期間中に回答のお礼状兼督促状を送付し、回収率向上を図る。

(4-3-2) 菊川市議会の活動に関するアンケート調査

(役割分担)

アンケートを実施するにあたり、議員、事務局それぞれの役割分担決め、短期間で準備等ができるよう市議会一丸となってアンケートを実施しています。

平成28年の調査では、宛名貼りも議員と事務局で行っていましたが、送付先や住所等の個人情報があり、令和元年の調査では、事務局が行うこととしました。また、調査票の印刷や製本については、議員と事務局で行っていましたが、市の印刷機器の更新により、印刷とホッチキス止めを同時に行うことが可能となったため、これも事務局で行うことにしました。

	議員	事務局
調査項目の調整	議会運営委員会（全員協議会で報告）	
対象者抽出		○
消耗品購入		○
調査票等印刷／封筒宛名貼り		○
封入	○	○
回収／結果報告作成		○

(アンケート調査の費用／予算)

平成28年のアンケート調査は予算がない中実施したため、議員の政務活動費を一人当たり20,000円を徴収させていただき実施しました。

ただし、それだけでは費用が足りず、不足分は、執行部に協力を依頼し実施しました。

令和元年、令和5年に実施したアンケートでは、当初予算に調査にかかる費用を計上し実施しました。

回収料は、60%の回収率を見込み計上、また、データ入力を人材派遣業者に委託することで、事務局職員の時間外勤務の軽減、コストダウンを図りました。

	平成28年	令和5年
送付用封筒（250枚×8箱）	政務活動費を一人当たり20,000円を徴収。	17,635円
返信用封筒（500枚×4箱）※回答返送用		5,887円
宛名ラベル（24面×100枚）		4,620円
アンケート郵送料（定型外100g 個別郵送）		280,000円
アンケート回収料（返信用封筒50g 受取人払い）	不足分は、執行部に協力を依頼し実施しました。（郵送料等）	130,800円
お礼兼督促状ハガキ		126,000円
アンケートデータ入力委託料		107,250円
計		672,192円

(4-3-3) 菊川市議会の活動に関するアンケート調査

(アンケート結果の活用)

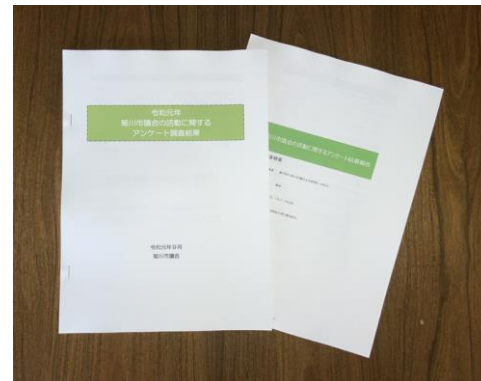
議会の活動に関するアンケートについては、菊川市議会基本条例第22条に基づき、基本条例の見直し手続きの基礎資料とするため実施しているものです。

この調査結果を基に、基本条例の見直しを行ない、必要であれば関連する例規等の改正も行います。

アンケート結果を踏まえ、例規改正はもとより、議会活動、議員活動も見直すことにより、「市民に分かりやすく開かれた議会運営」、「議会機能の強化」、「身近で信頼される議会」を図ります。

※アンケート結果は、ホームページからご覧ください。

菊川市HP／市議会／市議会の活動に関するアンケート調査



(基本条例の見直し)

基本条例の見直しについては、基本的に任期最終年に行いますので、4年に1度アンケート調査を実施し見直しを行なうこととなります。

また、基本条例の見直しは、市民アンケートの結果を基にするだけでなく、運用している議員の見解も調査し実施します。

5 議会の機能強化

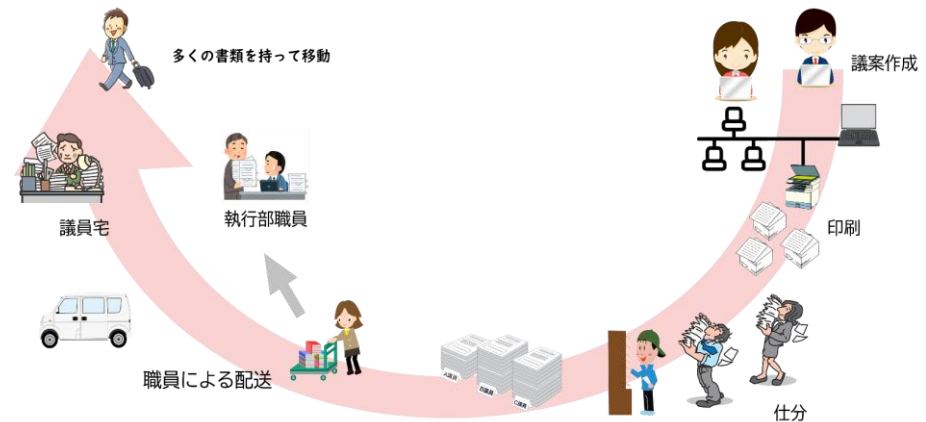
- (1) ペーパーレス会議の推進（タブレット導入）
- (2) 災害発生時の議会对応
- (3) オンライン会議
- (4) 政策討論会
- (5) 政務活動費
- (6) 議員研究会
- (7) 正副議長選挙における所信表明

(5-1-1) ペーパーレス会議の推進（タブレット導入）

(導入前の状況)

菊川市議会では、タブレット導入前までは紙で印刷した議案を各部局から議会事務局に提出してもらい、それを順番に並び替え仕分けをし、その後議員宅へ配送をしていました。定例会毎に大量の紙が印刷され、議員宅や執行部職員のところへ大量に保管されており事務スペースが紙で溢れていたり、会議毎にそれらの多くの書類をもって会議に臨む形をとっておりました。

そのような状況であったため、ペーパーレスにできないかということを検討したことがタブレットの導入の発端でありました。



(ペーパーレス会議の導入目的と効果)

目的としましては、議会運営の効率化・迅速化、情報の共有、議会の活性化・議員の資質向上、危機管理体制の強化、永続的な文書保存になります。効果は、議案等の電子化による事務作業の効率化及び迅速化・人件費及び物件費の削減、メール・写真等の活用による情報伝達の迅速化、スケジュール調整の迅速化、行政情報等の検索性の向上、災害情報の共有化・緊急連絡の迅速化、文書紛失の危険性回避が挙げられます。

目 的	効 果
議会運営の効率化・迅速化	議案等の電子化による事務作業の効率化及び迅速化・人件費及び物件費の削減
情報の共有	メール・写真等の活用による情報伝達の迅速化、スケジュール調整の迅速化
議会の活性化・議員の資質向上	行政情報等の検索性の向上
危機管理体制の強化	災害情報の共有化・緊急連絡の迅速化
永続的な文書保存	文書紛失の危険性回避

(5-1-2) ペーパーレス会議の推進（タブレット導入）

（導入に至るまでの経緯）

タブレット端末を導入するきっかけとなったのは、平成27年11月に議会運営委員会が、ICTを活用した議会改革に取り組んでいる可児市議会を視察したことです。

その後、協議を重ね令和元年度に導入するため当初予算へ計上し、令和元年7月に入札を行いました。

端末やシステムの設定後にタブレット端末の操作とシステムの操作について業者による説明会を開催。10月からは紙の資料と電子資料の併用期間を設定し、12月定例会から完全ペーパーレスにし、それに合わせ委員会等の会議も完全ペーパーレスとしました。



可児市議会視察風景

H27年11月	● 議会運営委員会先進地視察（可児市議会）
H29年12月	● 議会運営委員会委員会において、ICT研究委員会の設立が決定（委員4名）＊内規による運用
H30年4月	● 議長及び議運委員長からICT研究会長にタブレット導入及び今後の組織体制等に関する諮問 ● タブレット導入を検討項目とし、サイドブックの操作体験会の開催及び袋井市議会視察を決定
H30年7月	● ICT研究会長から議長等へ答申（タブレット端末導入及び専門委員会の設置）
H30年10月	● ICT推進プロジェクトチーム設置（委員5名）＊内規による運用
H30年11月	● 導入システム及び通信方法の検討・モアノートの操作体験会の実施
H31年2月	● H31年度当初予算計上（本体リース・ペーパーレス会議システム・アップルペンシル等付属品） 本体＝270万円 システム＝116万円
H31年4月	● レンタル回数・通信プラン・運用規定の検討
R1年7月	● 入札（本体3年リース：505万円・ペーパーレスシステム＝サイドブック：917千円）
R1年9月	● 議員操作説明会（サイドブック・ソフトバンク）
R1年10月	● iPadにインストールするアプリ等の運用について（共通インストール＝googleカレンダー） ● 11月から常任委員会（総務建設・教育福祉）で運用開始の旨、議会全員協議会で報告
R1年11月	● 12月定例会（11月29日～）から本会議をペーパーレス会議により実施（執行部はノートPCの持ち込み）

(5-1-3) ペーパーレス会議の推進 (タブレット導入)

(機器及びシステムの選定)

菊川市議会では iPad Pro 12.9インチのタブレットを採用しました。

持ち運びに便利なタブレットになると画面が小さくなり、資料が見えにくくなるなどの弊害が生じるため、多少持ち運びの利便性を欠いても資料の見やすい機種を選定しました。

システムの選定ですが、菊川市議会では導入前に東京インタープレイが提供しているサイドブックスと富士通が提供しているモアノートというシステムを比較検討していました。

両システムを議員や事務局がデモで使用してみたところサイドブックスの方が操作しやすい点や議会運営に特化した文書共有システムであるため、サイドブックスを選定しました。



デモ風景



(本会議・委員会等の様子)

基本、机の上に資料はなく本会議は、議員がタブレット、執行部がPCを活用することで、ペーパーレス化となりました。



(5-1-4) ペーパーレス会議の推進（タブレット導入）

(オンライン行政視察)

タブレットを導入したことにより新たな取り組みもでき、例年であれば視察研修は現地に赴いて行うものでしたが、茨城県取手市議会のご厚意により、オンライン行政視察が実施できました。

オンラインにて行政視察が可能となり、様々な経費の軽減が図れます。

＜削減が見込まれる主な費用＞

- ・ 旅費（公共交通機関を利用する場合）
- ・ バス借り上げ料（中型バスを利用する場合）
- ・ 宿泊料金

など



(導入成果)

主な導入成果としては、資料を完全ペーパーレスにしたことやスケジュールの共有を図ることができたことです。

ペーパーレスが可能となり、年間の議案、委員会等の資料と各種計画があげられます。

(年間約100議案程度、各種計画等80程度)

スケジュールの共有はGoogleカレンダーに議会の会議等の情報を議員全員で見られるようにしました。



資料等の完全ペーパーレス化



スケジュール共有

(5-2-1) 災害発生時の議会对応

(災害時業務継続計画の策定)

議会は、議事・議決機関としての予算や条例などを決定したり、執行機関の行政執行を監視するとともに、市民ニーズを踏まえ、積極的、能率的に施策を立案し、執行機関に実行を求めるという重要な役割を担っているため、非常時においてもこの機能を維持しなければなりません。

このため、大規模災害等の緊急事態が発生した際の議会及び議員の役割や行動方針を明らかにし、災害被害の拡大防止並びに議会機能の早期回復とその維持を図ることを目的として、令和2年に「菊川市議会災害時業務継続計画」（以下「議会BCP」という。）を策定しました。

【BCP】（業務継続計画）

B u s i n e s s C o n t i n u i t y P l a n

議会機能をおおむね平常に運用できるまでの期間を想定し、当該期間における議会、議員等の役割や具体的な取り組み等について定めた計画。

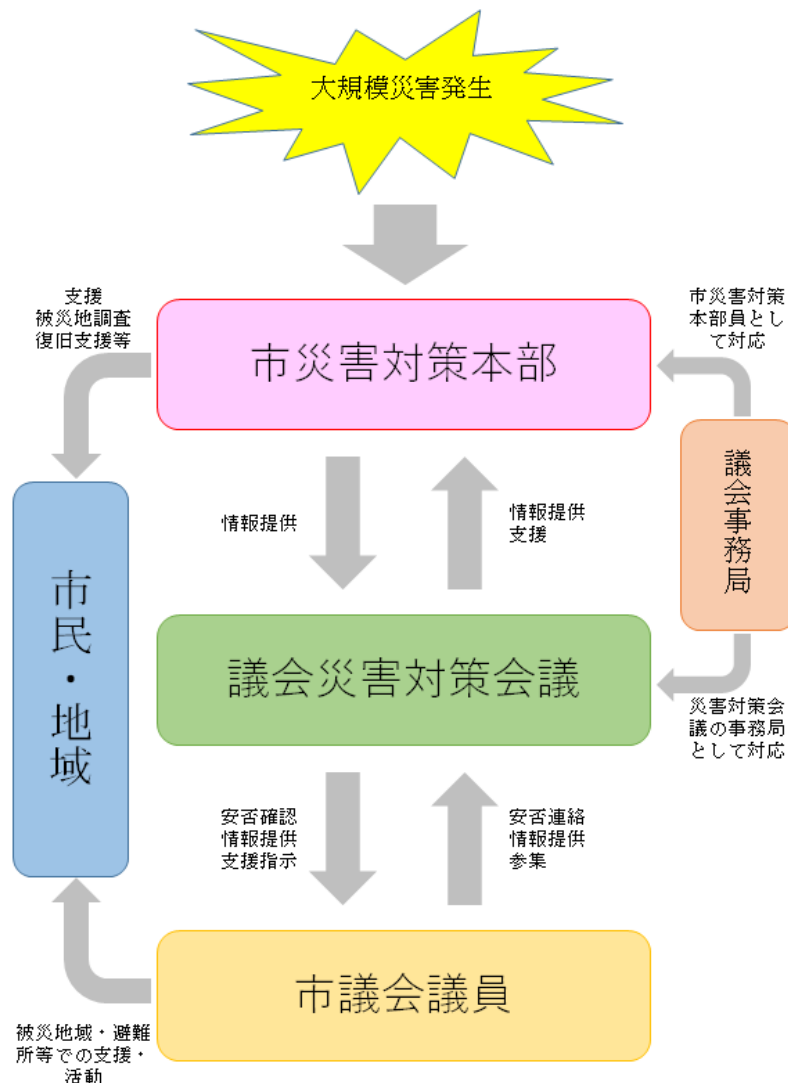
(菊川市議会BCPの内容)

菊川市議会BCPに記載する内容については以下の項目のとおり。

- ① 目的
- ② 対象とする災害と発動の決定
- ③ 代替え施設
- ④ 議会の役割
- ⑤ 議員の役割
- ⑥ 議会及び議員の対応
- ⑦ 議会事務局の役割と対応
- ⑧ その他



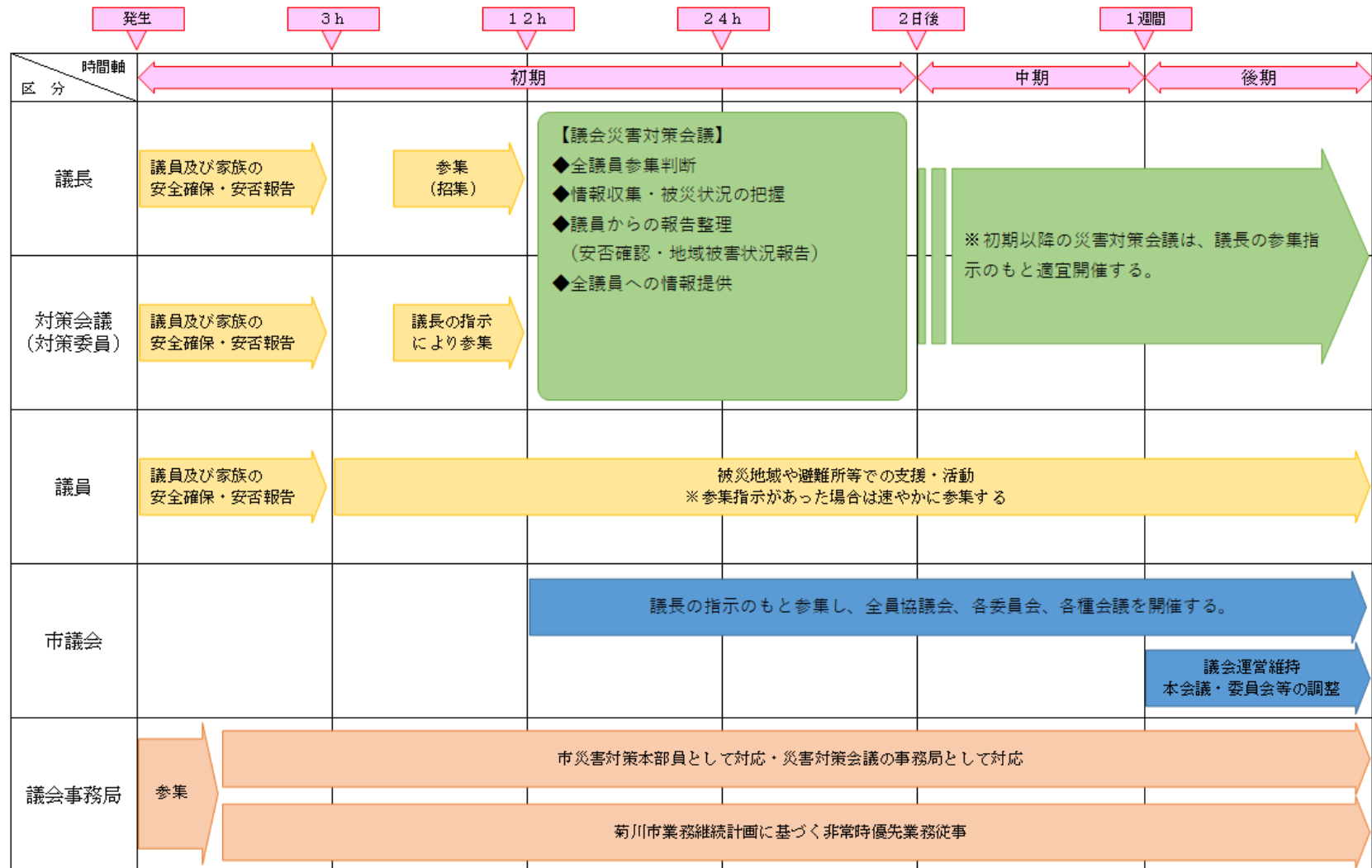
(災害時における議会BCPのイメージ図)



(5-2-2) 災害発生時の議会对応

(災害時の基本的行動パターン) ※時系列

災害発生から時間ごとに、議会、議員及び議会事務局がどのように行動するのかを時系列で表した基本的な行動パターン。



(5-2-3) 災害発生時の議会对応

(菊川市議会災害対策会議)

菊川市議会災害時業務継続計画（BCP）に基づく「菊川市議会災害対策会議設置要綱」により設置される会議になります。

会議の設置は、災害が発生し市の災害対策本部が設置された場合に、これに協力し、連携した対応を行うため、必要があると認めるときは、議長は議会災害対策会議を設置すること規定しています。

会議の組織については、正副議長、議会運営委員長及び常任委員長で構成しています。万が一正副議長に事故あるときは、議会運営委員長その他議長があらかじめ指名するものが職務を代理します。

また、議会運営委員長及び常任委員長に事故あるときは、それぞれの委員会から1名代理を選出していただくことになります。

災害対策会議は次に掲げる事務を所掌します。

- ◆ 議員の安否等の確認を行うこと。
- ◆ 市災害対策本部からの情報を議員に提供すること。
- ◆ 市災害対策本部に対し、提言等を行うこと。
- ◆ 議員が把握した情報を収集・整理し、市災害対策本部へ提供すること。
- ◆ 国・県・関係機関等に対する要望事項の調整を行うこと。
- ◆ その他、議長が必要と認めるとき。

○ 菊川市議会災害対策会議設置要綱

菊川市議会災害対策会議設置要綱

- (趣旨) この要綱は、菊川市議会災害対策会議（以下「議会災害対策会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。
- (設置)
- 第1条 議長は、菊川市災害対策本部（以下「市災害対策本部」という。）が設置された場合、これに協力し、連携した対応を行うため、必要があると認めるときは議会災害対策会議を設置することができる。
- 第2条 議長は、議会災害対策会議を設置した場合は、全議員及び市長に通知するものとする。
- (組織)
- 第3条 議会災害対策会議は、正副議長、議会運営委員長及び常任委員長をもって組織する。
- 第4条 議長は、議会災害対策会議を代表し、その事務を統括する。
- 第5条 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。
- 第6条 議長及び副議長に事故あるときは、議会運営委員長その他の議長があらかじめ指名する者が議長の職務を代理する。
- 第7条 議会運営委員長及び常任委員長に事故あるときは、それぞれの委員会から1名代理を選出するものとする。
- 第8条 議長は、必要と認めるとき、その他議員の参加を求めることができる。
- (所掌事務)
- 第4条 議会災害対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。
- (1) 議員の安否等の確認を行うこと。
- (2) 市災害対策本部からの情報を議員に提供すること。
- (3) 市災害対策本部に対し、提言等を行うこと。
- (4) 議員が把握した情報を収集・整理し、市災害対策本部へ提供すること。
- (5) 国・県・関係機関等に対する要望事項の調整を行うこと。
- (6) その他、議長が必要と認めるとき。
- (議会災害対策会議の廃止)
- 第5条 議長は、次のいずれかに該当する場合において、災害の対策措置が講じられていると認めるときは、議会災害対策会議を廃止する。
- (1) 市本部が廃止されたとき。
- (2) 前号のほか、常任委員会等にその職務を引き継ぐことが適当と認められるとき。
- (所掌)
- 第6条 議会事務局は、議長の命を受け、議会災害対策会議の事務を統括する。
- (その他)
- 第7条 この要綱に定めるもののほか、議会災害対策会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。
- 附 則
- この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

(防災訓練)

■ 本会議中の避難誘導訓練

(目 的) 本会議開会中に地震が発生した場合を想定して避難誘導訓練を実施することにより、地震発生後の行動を再確認することも目的に実施します。

(時 期) 9月定例会初日（毎年）

(参加者) 議員、執行部、傍聴者、議会事務局

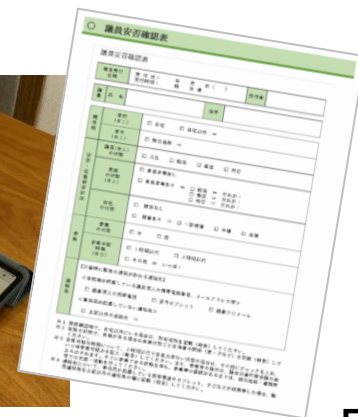
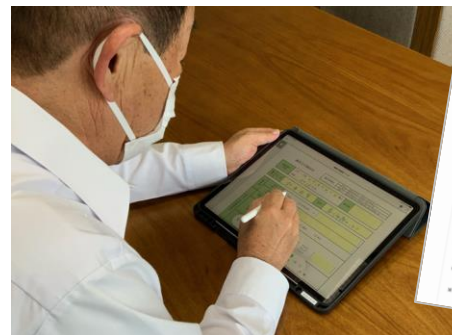
■ 災害発生時議員安否確認訓練／議会災害対策会議設置訓練

(目 的) 議事堂（本庁舎4階）以外に居る場合、震度5弱以上の地震が突発的に発生した際には、自己の安否を連絡することになっています。このため、菊川市総合防災訓練及び菊川市地域防災訓練に合わせ、菊川市議会業務継続計画（BCP）に基づく市議会議員の安否連絡訓練、議会災害対策会議設置訓練等を実施します。

(時 期) 菊川市総合防災訓練時（9月）

菊川市地域防災訓練時（12月）

(参加者) 議員、議会事務局



(5-3-1) オンライン会議

(概要)

当市議会では、オンライン会議に関する規定を定め、有事の際にはオンラインで委員会を開催できるような態勢を整えています。

オンライン会議では、主にWeb会議サービスの「Zoom」を使用しています。

また、オンライン会議をするため「菊川市議会オンライン会議運用規程」を定め、会議はこれに則り行うこととしています。

(菊川市議会オンライン会議運用規程)

菊川市議会オンライン会議運用規程	
制定 令和4年3月28日	
(編) 第1条 この規程は、菊川市議会委員会条例(平成17年菊川市条例第169号)第13条の2に規定する、オンラインを活用した会議(以下「オンライン会議」という。)の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。 (オンライン会議の開催) 第2条 委員長は次のいずれかに該当する場合は、オンライン会議を開催することができる。 (1) 東部その他の大規模な災害の発生による交通の遮断等により、委員全員が委員会開催する場所(以下「委員会室等」という。)に参集することができない場合 (2) 市内における大規模な感染病のまん延状況を鑑み、委員会室等に委員を一堂に参集させることが望ましくない場合 第3条 委員長は、前項の規定により、オンライン会議とすることを決定したときは、直ちに各委員にその旨を通知しなければならない。 (オンライン会議の出席者の利用) 第4条 前条第2項による前項を受けた委員は、委員会開催日の前日(市の休日に当たるときはその前日)の正午までに電話またはメールにより出席者の連絡を議会事務局に申し出なければならない。 (オンライン会議出席委員の責務) 第5条 オンライン会議出席委員(以下「出席委員」という。)は、現に委員会室等に参集している状態と同様の態度を維持するため、常時、映像及び音声の送受信により相互の意思を連絡しあうことができるようにするとともに、委員会に関係しない映像や音声が入り込まないように努めなければならない。 第6条 出席委員は、会議開始予定時刻の15分前までに、議会事務局との間で通信環境を確認するものとする。 (出席委員の取扱い) 第7条 委員長は、オンライン会議を開催する直前に、出席委員が映像及び音声により本人であるかを確認するものとする。 第8条 出席委員について、事前の間に本人確認をした後に映像または音声のいずれか一方の通信手段において送受信ができなくなった場合は、その間から、当該出席委員は退席したものとみなす。 第9条 前項の規定により退席となった出席委員が、通信環境の復旧等により、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら参集することが可能となった場合は、復席したものとみなす。 第10条 第2項の規定により出席委員が退席したとみなされたことによりオンライン会議の正常な進行が滞りやすくなった場合は、委員長は、当該オンライン委員会を休席し、当該退席したとみなされた出席委員に対し、オンラインの復旧を促すものとする。	
5 退席の際に、通信環境の悪化等により退席が始められない、あるいは復旧できない状態となったときは、次の退席勧告の委員に退席を行わせることとし、その後、出席委員の通信環境等が改善されたときは、当該出席委員に改めて参集を行わせるなど適宜対応する。 (オンライン会議における教養) 第6条 オンライン会議における参集は準手によるものとし、準手操作に当たり、意思の表明をする場合には、意思が明確に判別できるように、準手の状態、指先を上にした手のひら全体及び顔がパソコン等の通信機器の画面上に表示され、明確に映像として他の委員に送信されるようにするものとする。 第7条 出席委員は、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら参集することができないときは、参集に加わることができない。 第8条 投票による表决は、オンライン会議においては行うことができない。 (オンライン会議の傍聴) 第9条 オンライン会議における傍聴は、委員会室等での傍聴は認めずオンラインでの傍聴とする。 第10条 前項におけるオンラインでの傍聴をしたい市民はオンライン会議の開催される前日(市の休日に当たるときはその前日)の午後5時までに議会事務局までメールにて連絡しなければならない。 (費用負担) 第11条 オンライン会議の開催に際し、この規定に定めのない事項については、菊川市議会の会議運営に準ずるものとする。 附 則 この規程は、令和4年3月28日から施行する。	

(経緯)

令和2年度より流行した新型コロナウイルスの影響によって、議会を取り巻く環境も大きく変化しました。議場、会議室等でも感染拡大防止に努めてきましたが、今後の状況によっては議員が直接参集し会議をすることが出来なくなるのではないかとという懸念がありました。

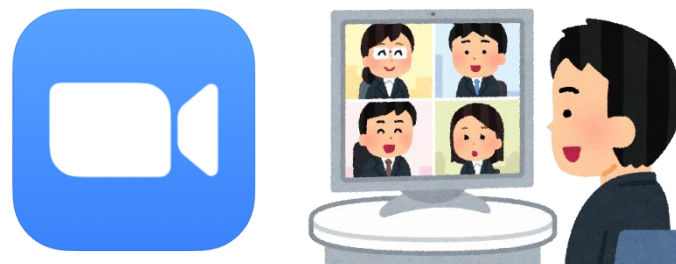
また、自然災害などにより参集が不可能な場合でも会議を可能とするため、オンラインでの会議の開催についての議論がされました。

当時、「菊川市議会会議規則」により、定例会・委員会について公務や疾病等の理由がない限りは直接参集しなければならないこととなっていました。そのため、これを改正し、新たにオンライン会議についての規定を設ける必要がありました。

議会ICT推進チームにおいて令和3年度より議論がなされ、当時既にオンライン会議に関する要綱を定めていた他市議会を参考にして、令和4年3月28日に「菊川市議会会議規則」を改正し、「菊川市議会オンライン会議運用規程」を新たに制定しました。

これにより、委員会についてオンラインでの会議を開催することが可能となりました。

タブレット端末を使用して全議員がオンライン会議を行えるよう、接続テスト等も行っています。



(5-4-1) 政策討論会

(政策討論会とは)

政策討論会は、議会基本条例に基づき市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため開催するものです。

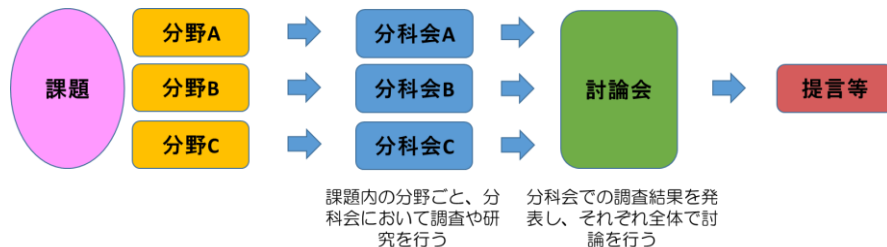
- ◆ 全議員が一堂に会し、各議員が個々の思いを建前でなく本音で、徹底的に意見交換を行うことが目的です。



(すべての議員が積極的に参加するための工夫)

近年、本市議会の政策討論会は、課題に対して全体での討論を行います。課題の中にも様々な分野があり、その分野ごと4～6人の分科会を設置し、調査・研究を行います。討論会では、それぞれの分科会で調査研究をした内容を発表し、全体で討論を行います。

分科会を設置することで、議員個々にかかる役割や責任が明確になり、積極的に調査・研究に取り組むほか、討論会での個々の発言が増えると考えています。また、自分たちが討論をした結果が、提言等として執行部に提出されることも、積極的に討論会に参加する要因にもなっていると考えています。



(政策課題の抽出)

課題（テーマ）については、基本条例第12条第1項にあるように、「市政に関する重要な政策及び課題」を議題とするようにしています。

議題の抽出については、設置要綱第3条第5項に基づき、議題にしようとする案件を会派ごとまとめていただき、提出された案件の中から議題を決定しています。また、近年では、会派だけでなく、会派に所属していない議員からも案件をいただき、幹事会で議題を決定しています。



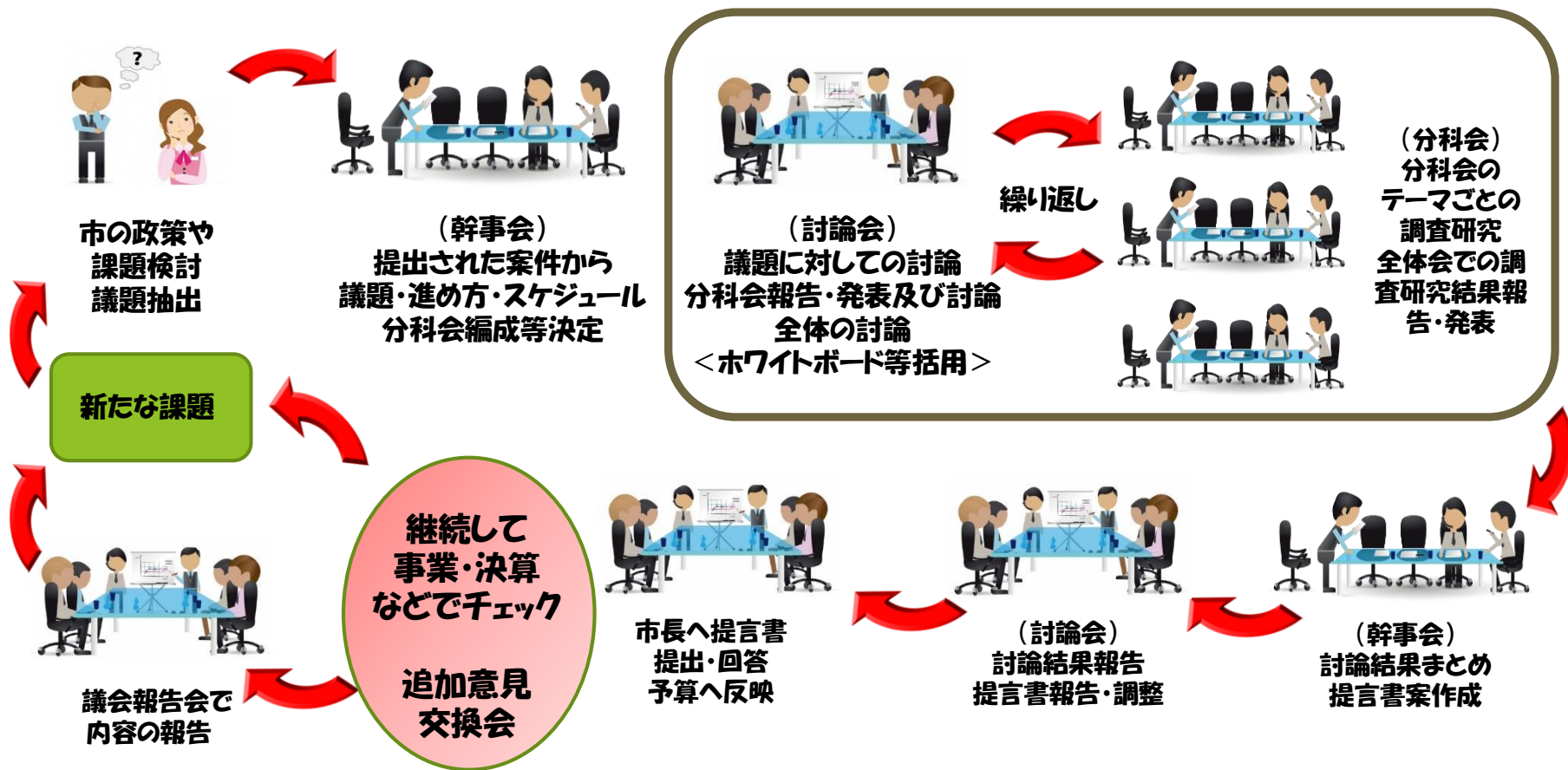
(目的の明確化)

本市議会の政策討論会は、ただ、「市政に関する重要な政策及び課題」に対して討論を行うだけに留まらず、基本条例第12条の解説にも謳われているように、二代表制の一翼を担う市議会としての責任と意欲を高め、各議員が建前でなく本音の思いを、徹底的に意見交換を行うことを目的とし、議会としての共通認識及び合意形成を図ることにより、政策立案、政策提案、政策提言するために、政策討論会を開催しています。

このため、討論会の目的は、議題に対して討論、意見交換を行い、議会としての共通認識、合意形成を図り政策立案、政策提案、政策提言をするという明確な目的が設定されています。

(5-4-2) 政策討論会

(政策討論会の流れ ～提言までの過程～)



(5-4-3) 政策討論会

(政策討論会の流れ ～提言までの過程～)

年	テーマ・提言		発言日
平成24年	定住化促進について	①土地利用と住宅施策 ②子育て支援策の充実	平成24年12月5日
平成25年	防災について	①大雨、洪水を中心とする一般災害 ②南海トラフを震源とする震度5以上の地震災害	平成25年12月18日
平成26年	人口減少（学校・教育） 農業問題（人口） 消防団対策 原子力発電所避難計画		平成26年11月17日
平成27年	人口減少（子育て） 人口減少対策（雇用）		平成27年9月8日
平成28年	公共交通機関		平成28年12月26日
平成29年	高齢者の認知症対策について		平成29年9月28日
平成30年	地域医療を守るには		平成31年1月15日
平成31年／令和元年	多文化共生 ～地域における外国人との共生社会の実現に向けて～		令和元年11月12日
令和2年	風水害の防災対策		令和2年11月13日
令和3年	ゴミ削減対策		令和3年10月29日
令和4年	男女共同参画の推進について		令和4年10月27日
令和5年	農業の現状とこれからについて		令和5年11月6日

(5-4-4) 政策討論会

(提言の様子)

政策提言書を提出しました

政策討論会では、「男女共同参画の推進」をテーマに、「女性の社会進出」「男女共同参画に対する意識改革」「労働・子育て環境」の3班の分科会に分かれて調査・研究・討論を重ねた結果をまとめ、女性の社会進出や社会全体の意識改革の推進が図られるよう市議会より提言しました。



議長、政策討論会正副座長から提言書を市長へ提出



市長、関係部長と意見交換

開催日	令和4年10月27日（木曜日）	会場	菊川市役所本庁舎2階 第2応接室
テーマ	男女共同参画の推進について		
提案内容	菊川市は、更なる男女共同参画の推進を目標として、令和4年3月に第4次男女共同参画プランを策定しました。この第4次菊川市男女共同参画プランは、国の動き、県の動き、社会情勢の変化を考慮して策定されており、時代を捉えた施策となっています。男女共同参画に関する市民アンケートの結果を反映した施策を立てており、男女共同参画社会の実現に向けて実効性のあるプランになっていますが、取り組んだ成果が市民アンケートの結果では最終目標が達成されていない項目がありました。 このような状況を踏まえ、今年度の政策討論会では、「男女共同参画の推進について」をテーマとし、議会として共通認識の醸成を図り、合意形成を得るために、全体会・分科会を開催し、男女共同参画をさらに推進するため討論を行いました。 討論した結果を女性の社会進出や社会全体の意識改革の推進が図られるようにと6つの項目にまとめ、10月27日に市長へ提出しました。 政策提言について (PDF: 118KB)		

令和4年政策討論会提言

政策提言書を提出しました

政策討論会では、「農業の現状とこれからについて」をテーマに、3班の分科会に分かれて調査・研究・討論を重ねた結果をまとめ、農業人口の現象と後継者不足の解消が図られるよう市議会より提言しました。



議長、政策討論会副座長から提言書を市長へ提出



市長、関係部長と意見交換

開催日	令和5年11月6日（月曜日）	会場	菊川市役所本庁舎2階 第2応接室
テーマ	農業の現状とこれからについて		
提案内容	全国的に農業を取り巻く諸問題が取り沙汰される中、菊川市でも耕作放棄地や担い手不足が課題となっている。兼業農家や若手の農業就業希望者、農業生産法人や有機農業の最新状況を把握し、これからの農業の在り方を考える必要がある。一つには、地域特産物推進事業で苗に対して補助金を出しているが、配布数の報告はあるものの、その後の成果について報告はされていないことが挙げられる。さらには、大井川右岸の大井川用水の農業用水活用状況等も改めて確認していく必要がある。これらのことから、市民においても身近に感じる課題等があることから、「農業の現状とこれからについて」を令和5年度のテーマに設定した。 その後、議会として共通認識の醸成を図り、合意形成を得るために、全体会・分科会を開催し、討論を行った。 討論した結果を6つの項目にまとめ、11月6日に市長へ提出した。 政策提言について (PDF: 974KB)		

令和5年政策討論会提言

(5-5) 政務活動費

(政務活動費とは)

政務活動費とは、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、地方自治法の規定に基づき交付される経費です。

菊川市議会では、平成21年3月まで交付されていませんでしたが、平成21年3月に「菊川市議会政務調査費の交付に関する条例」を制定し、平成21年4月から交付しています。

その後、平成24年に公布された、地方自治法の一部を改正する法律において地方自治法の一部改正が行われ、「政務調査費」の名称が、現在の「政務活動費」に改められました。

菊川市では、政務活動費として1人当たり年額100,000円を上限に、会派又は会派に所属していない議員に対して支給しており、議会の監視機能の強化、政策立案能力向上を図るため、議員活動の補助として活用されています。

支給額	議員一人当たり	100,000円
-----	---------	----------

(透明性の確保)

政務活動費は、交付を受けた会派及び会派に所属していない議員が使途基準を遵守するとともに、支出についても住民に対し説明責任を果たさなければなりません。

また、住民の信頼を得られるよう、適切な手法により政務活動費の透明性の確保、より一層の向上を図らなければなりません。

このことから、菊川市議会では、政務活動費の透明性の確保に努めるため、ホームページで収支報告書を公表しています。

(経費の範囲)

政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付するものです。

経費に充てることができる	経費に充てることができない
◆ 調査研究費 ◆ 研修費 ◆ 広報費 ◆ 要請・陳情活動費 ◆ 会議費 ◆ 資料作成費 ◆ 資料購入費 ◆ 人件費 ◆ 事務所費 ◆ その他の経費	✓ 公債費的な経費 ✓ 個人的な使途に要する経費 ✓ 党費その他政党その他の政治団体の活動のための経費 ✓ 選挙活動に伴う経費 ✓ 上記4つに掲げるもののほか、政務活動費の目的に合致しない経費

(5-6-1) 議員研究会

(議員研究会)

議員研究会は、議会基本条例第14条に規定される「議員研修の充実強化」を目的に、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、広く各分野の専門家、市民各層等との研究会を年1回以上開催するものです。議会の会議ということで、原則市民の傍聴は可能としていますが、会場の広さや研修内容、講師との調整により、一部傍聴は控えていただくこともあります。

(研究テーマの選定)

議員研究会のテーマは、会派代表者会議によって決定します。会派及び会派に所属していない議員から数点テーマがあげられ、その中から決定しています。

(実績)

テーマは各年様々ですが、会派代表者会議で決定した内容の研修を実施しています。

研究会実績および内容等は次のとおりです。

<過去の実績>

年	テーマ
平成23年 1月20日	菊川市の国際協力大使に任命されて～タイ王国でのシニアボランティア活動～ 【講師】JICAシニア海外ボランティア 太田光輝氏
平成23年10月27日	「農協の役割と課題」「福島第一原発事故を原因とする放射性物質拡散による農作物汚染問題（風評被害等）について」 【講師】静岡県農業協同組合中央会会長 夏目善宇 氏
平成25年 2月18日	議会一般質問、議案質疑実践演習 【講師】(株)インソース 坂内 敦 氏
平成25年 7月23日	「茶業活性化の視点」～菊川市茶業振興計画を踏まえて・茶生産面を中心に～ 【講師】遠州夢咲農業協同組合 茶業コンサルタント 後藤昇一 氏
平成26年 3月 4日	静岡県茶業における再成長のあり方を考える 【講師】一般財団法人静岡経済研究所 主席研究員 大石真裕 氏
平成26年11月17日	菊川市の農業からみえる未来 【講師】(株)エムスクエア・ラボ 代表取締役 加藤百合子 氏



(5-6-2) 議員研究会

<過去の実績>

年	テーマ
平成27年11月18日	教育の最新事情と体験的教育論 【講師】静岡大学大学院教育学研究科（学校教育学）特任教授 山口久芳 氏
平成28年11月24日	コミュニケーションと人材育成 【講師】(株)たご満 常務執行役員 経営管理・営業担当 西尾満仁 氏
平成29年 4 月 6 日	質問力を高める 議会力に活かす 【講師】竜谷大学政策学部教授 土山希美枝 氏
平成30年 6 月25日	ファシリテーション講座「地域の魅力と課題」 【講師】アルファライフサポート(株) 代表 濱崎一輝 氏
平成31年 3 月25日	菊川市議会の現状と議会改革の進め方 【講師】早稲田大学マニフェスト研究所 事務局長 中村 健 氏
令和 2 年 1 月24日	「議会改革第 2 ステージ」における議会改革のあり方 【講師】青森中央学院大学経営法学部准教授 佐藤 淳 氏（早稲田大学マニフェスト研究所招聘研究員）
令和 2 年11月20日	リニア中央新幹線建設工事における大井川水系の水資源への影響について 【講師】県くらし・環境部 理事 織部康宏 氏
令和 3 年10月18日	菊川市の財政の現状と課題及び国の財政について 【講師】静岡財務事務所長 白瀧 智彦 氏（国の財政について） 【講師】静岡財務事務所財務課長 鶴野 修一郎 氏（菊川市の財政について）
令和 3 年11月16日	菊川市が取り組むべき防災について 【講師】静岡大学防災総合センター 特任教授 岩田 孝仁 氏
令和 3 年11月26日	令和 3 年度議員研究会「中東遠消防指令センター視察研修」 【説明者】中東遠消防指令センター職員
令和 4 年11月25日	菊川市を含む中東遠医療圏における地域医療の現状と課題等について 【講師】国立大学法人浜松医科大学 地域医療支援学講座 特任教授 竹内 浩視 氏
令和 5 年12月 4 日	地方自治体が抱える課題とDXの推進について 【講師】デジタル庁国民向けサービスグループ 鈴木ミユキ氏（自治体DXとデジタル田園都市国家構想） 【講師】デジタル庁システムアーキテクト 柚木涼子氏（デジタルと共に生きる）

(5-7) 正副議長選挙における所信表明

(正副議長選挙)

全国的に、議会改革の流れで正副議長選挙の際、立候補を受付、立候補者が所信表明を行った上で投票を行うという「正副議長立候補制」を導入する議会が増加しました。

議会における正副議長選挙については、地方自治法第103条において議員の中から正副議長1名を選挙することが定められ、その手続きは、第118条において公職選挙法の規定の内、第46条第1項及び第4項（投票の記載事項及び投函）、第47条（点字投票）第48条（代理投票）、第68条第1項（無効投票）、第95条（当選人）の規定が準用されています。

立候補の規定は準用されておらず、正副議長の選挙を立候補制により行うことは法の担保のないこととなり、他市議会では、立候補に伴う所信表明演説は本会議の休憩中に行うなど、非公式なものとして扱っていることがあります。

なお、正副議長は地方自治法第103条において、議員の中から正副議長1名を選挙することが定められているため、議員全員が候補者となります。このため、立候補していない議員の氏名を記載した投票を無効にしたり、立候補しなかった議員で法定得票数が最多となった者を当選人としなかったりすることはできません。候補者の資格を立候補により制限したり、条件を付することは問題があり、選挙においては立候補を表明したもの以外の者が排除されないことが前提となります。



(選挙と所信表明)

菊川市議会における正副議長の決定は、改選（選挙）後の初回の臨時議会と、2年後の組織替えに伴う臨時議会で行います。

選挙は、議長及び副議長に就こうとする議員が立候補の所信表明演説を行った上で選挙を行います。

(所信表明演説会)

以前は、選挙当日（臨時会当日）に、本会議が開会される前に、立候補者から所信表明演説を行っていましたが、演説から投票選挙まで時間が無く、所信表明を理解した上で立候補者の氏名を記入することは困難ではないかと考え、立候補者による所信表明演説会は、選挙を行う臨時会の前日に、全議員が出席のもと開催することとしています。

所信表明演説会の傍聴についてですが、あくまで投票するのは議員であるため、演説会の公開は必要ないと判断し、傍聴や映像配信は差し控えています。

ただし、選挙後に立候補者全員の所信表明については、ホームページに掲載し、市民へ公開をすることとしています。

- ① 立候補の受付（臨時会前日の朝まで）
※所信表明の内容（マニフェスト）の提出
- ② 立候補者による所信表明演説会（臨時会の前日）
- ③ 正副議長選挙（臨時会当日）
- ④ 選挙結果及び所信表明の公表（臨時会当日若しくは翌日まで）



(選挙結果及び所信表明の公表)

正副議長選挙の結果と所信表明の公表については、選挙後速やかに市のホームページに掲載しています。



ご清聴ありがとうございました。
貴市議会の議会運営の一助になれば幸いです。

説明が不足している点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

静岡県 菊川市議会